

辺野古 県敗訴確定

最高裁「知事処分違法」

全裁判官が一審支持

名護市辺野古の新基地建設を巡り、石井啓一国土交通相が翁長雄志県知事を訴えた「辺野古違法確認訴訟」の上告審で、最高裁第2小法廷（鬼丸かおる裁判長）は20日、県側の上告受理申し立てを棄却する判決を言い渡した。4人の裁判官全員が、翁長雄志知事の辺野古埋め立て承認取り消し処分を違法とした一審福岡高裁那覇支部判決を支持し、県側の敗訴が確定した。補足意見はなかった。（2・3・4・12・13・27・28・29面に関連）

沖縄タイムス 朝・夕

平成28年12月21日(木) / 面掲載

国、年明け工事再開



鬼丸かおる
裁判長

- 辺野古違法確認訴訟の最高裁判決の骨子
- 仲井真弘多前知事の埋め立て承認処分が、公有水面埋立法（公水法）に違反しているとは認められない
 - 翁長雄志知事の埋め立て承認取り消し処分は、公水法の適用を誤っており違法
 - 公水法を所管する国土交通相が翁長知事に出した是正の指示は違法
 - 翁長知事は是正指示に従わず、違法に取り消し処分を放置している

判決を受けて、知事は適明けにも埋め立て承認取り消し処分を取り消す。判決を受け国は埋め立て工事に向けた準備に速やかに着手し、天候を見極めながら年明けにも工事に着手する。ただ県側は、仲井真弘多前知事が下した埋め立て承認

認処分の撤回や岩礁破壊許可など知事権限の行使を検討しており、普天間飛行場の移設計画が円滑に進むかどうか不透明だ。

鬼丸裁判長は判決で「仲井真前知事の承認処分は、公有水面埋立法（公水法）に照らして違法性はない」と判断。「翁長知事は違法性のない行政処分を取り消しており、公水法の適用を誤っている」と、取り消し処分の違法性を認定した。

国土交通相が翁長知事に処分の取り消しを求めた「是正の指示」については「法令に違反した法定受託事務の処理を是正するためのもので適法だ」と判示。その上で、翁長知事は是正指示に従わず、違法に処分を放置していると指摘した。

その上で鬼丸裁判長は「（辺野古の）埋め立て事業は、普天間飛行場の代替施設を設置するために実施される」と指摘。飛行場の騒音によって周辺住民の生活に深刻な影響が生じていることや、新基地などの面

積が同飛行場と比べて縮小されていることを挙げ、埋め立てを承認した前知事の判断が妥当性を欠くとは認められないとした。

辺野古沿岸部の埋め立てを巡っては、翁長知事が2015年10月、埋め立て承認処分を取り消した。国側は処分を取り下げを求めて県側には是正を指示したが従わなかったため、今年7月に提訴した。

9月の高裁那覇支部判決は「仲井真前知事の承認に瑕疵はなく、普天間飛行場の騒音被害を除去するには、辺野古に新基地を建設するしかない」と判示。承認取り消し処分の違法性を認めた。

県側は10月、一審判決を不服として地方自治権の侵害などを訴える上告理由書と、一審が公有水面埋立法の解釈を誤っていると指摘する上告受理申し立て理由書を提出していた。最高裁は12月12日、地方自治権の侵害を訴える上告については棄却の決定を出した。

「処分撤回を」国交相

石井啓一国土交通相の司法判断が確定した以上、沖縄県の翁長雄志知事は、違法とされた埋め立て承認取り消し処分を直ちに撤回すると理解している。

撤回すると理解している。国交省としては、確定判決や3月の国と沖縄県との和解の趣旨に従って対応していく。

司法と政府に抗議

【東京】県の敗訴が確定した20日、最高裁判所や首相官邸前では抗議集会が相次いで開かれた。最高裁判所では約150人（主催者発表）が参加。「棄却判決を許さないぞ」などと口々に怒りの声を上げた。官邸前にも約400人（同）が結集。「県民の民意を踏みにじるな」などと、シュプレヒコールを繰り返した。



米軍普天間飛行場の辺野古移設問題の上告審判決で県の敗訴が確定し、首相官邸前で抗議する人たち 20日夜

知事 最高裁に「失望」

新基地建設阻止を強調

翁長雄志知事は20日夜、名護市辺野古の新基地建設に伴って埋め立て承認取り消しの違法確認訴訟で、県の敗訴確定を受けて記者会見



「不退転の決意で辺野古新基地建設阻止に取り組み」と語った翁長雄志知事(20日、県庁)

訪米し、トランプ米新政権と最高裁の判断を批判した。自身の承認取り消しを取り消すことには「新たなスタートを考えている。あらゆる手法を用いて、不退転の決意で辺野古新基地建設阻止に取り組み」と強調。2月上旬から中旬をめどに

訪米し、トランプ米新政権側と辺野古移設反対や日米地位協定の改定、オスプレイの危険性などを直訴する考えを示した。

知事は判決内容に「国と地方を対等・協力の関係とした地方自治法の魂点が欠落した判断を示し、結果と

して問題点の多い高裁判決の結論を容認した」と指摘。一方で「最高裁は高裁那覇支部と異なり『辺野古が唯一』との認定を行うことにはなかつた」とも述べ、判決文が新基地建設の軍事的安全性などに一切、言及しなかつたことも強調した。

22日に名護市で開かれる政府主催の北部訓練場返還式典に、菅義偉官房長官や稲田朋美防衛相が出席する場合に「打診があれば会談に応じるか」との問いには「全く考えていない」と明確に否定した。

知事は「オスプレイはSACO合意に無く、環境影響評価も無く飛び交っている。絶対に許されないとずっと申し上げてきた」と説明。「場合によってはケネディ駐日米大使もおいでになると思うが、お三方と話し合いすぎることは全く考えていない」と述べた。

あす墜落抗議集会に参加

翁長雄志知事は20日夜の記者会見で、オスプレイ墜落事故に抗議するため「オール沖縄会議」が22日に開く集會に出席する考えを明

らかにした。「判決で二つの区切りがあったので、私も出席して県民の心が一つになれるよう考えている」と述べた。(9・28面に関連)

知事は「原因究明もままならず(事故から)6日目に飛んだことを考えると、しっかりと対応しなければならい」とした。

政府与党から苦言

墜落の衝撃

—オスプレイ連続事故—

オスプレイ墜落のインパクトは大きく、配備を推進してきた自民党からも防衛省の対応に注文が付く。日米同盟や陸上自衛隊のオスプレイ導入へも影響しかねないからだ。配備撤回を求める決議などが議会で可決される県内とは異なる懸念が、永田町には渦巻く。

オスプレイの飛行が再開された19日、2017年度の防衛予算の獲得に向け、稲田朋美防衛相を激励する自民党の国防部会・安全保障調査会合同会議で、今津寛安全保障調査会長は「国民や沖縄県民にしてみたら、どうしてこんなオスプレイを早く動かすのか」という思いがある。国民の皆さんに対して真摯に説明し

陸自配備への影響

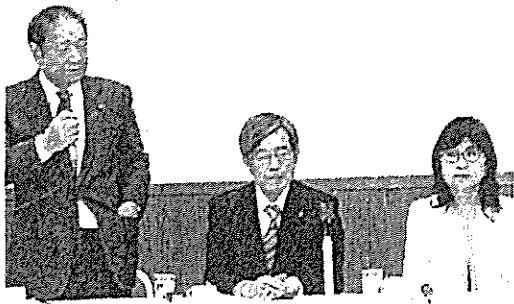
▶ 3

てほしい」と要望した。別の議員は「沖縄県は独自に墜落と判断したが間違っている。あれは不時着水だ。オスプレイの機体には問題はない。日米で統一見解を出すべきだ」と県とメディアに訂正を求めた。墜落と不時着では与える印象が大きく異なるからだ。防衛省も13日の事故直後に開いた幹部会で取り決めて以降「不時着水」という言葉を使う。防衛省関係者には「コントロールして浅瀬に着陸した。通信機能があったのですぐに救出できた」「墜落なら機体がばらばらになる。脱出する準備ができたから乗組員が大事に至らなかつた」などと墜落ではない「根拠」を並べる。本質は度重なる米軍機の事故によって県民が不安を抱えることだが、単語の問題にすり替えられる。訓練上での出来事として早期収束を狙う

不安解消へ「不時着水」強調

中、在沖米軍トップのニコルソン四軍調整官の発言が反発の高まりにさらに火に油を注いだ。

防衛省関係者は、航空自衛隊入間基地の所属機が埼玉県狭山市に墜落し、乗員2人が死亡し、送電線の切断で約80万世帯が停電した事故を挙げ「殉職した自衛官は民間への被害を防ぐと住宅街を避けて最後まで操縦かんを握った。事故直後は批判されたが、時間がたつと評価する人も現



稲田防衛相（右）にオスプレイの飛行再開について丁寧に国民に説明するよう求めた今津会長（左）
19日、東京・自民党本部

れた」とし、オスプレイの墜落で「県民にも乗組員にも被害を出さなかつたパイロットは検証後に評価されたとしても、抗議に来た人に対して発言するのはどうか。日本人ならあり得ない」と苦笑いする。墜落から6日後、「機体に問題はない」としてオスプレイは再び沖縄の上空を飛んだ。稲田防衛相は「空中給油という大変難易度の高い訓練中の事故。操縦の難しさはあろうかと思う」としつつ、「ヘリコプターのような垂直離着陸機能、速さ、長い航続距離を持ち合わせている。島しょ防衛や災害対処の場面などでは重要な役割を担うもの」とした。

沖縄の理解をどう得るのか。政府関係者は「誠意を尽くして説明する。北部訓練場の過半の返還など負担軽減を図る。だが、オスプレイの配備撤回と言っている人はどんなに話しても駄目でしょう」。県民の不安払拭よりも、「日米同盟」が優先される。

（東京報道部・上地一姫）



名護市長判決に憤る

「基地の重圧考慮せず」

【名護】稲嶺進名護市長は20日、辺野古違法確認訴訟で負敗訴が確定したことを受け「弁論の機会さえ与えず、現場の訴えも全く聞かずに審理が行われたのは、とても考えられない」と憤った。市役所で報道陣の質問に答えた。

稲嶺市長は、最高裁の判決は「国の言い分をコピしたような高裁の判決」を受け入れた内容だと指摘。「沖縄県民がこれまで被ってきた基地の重圧、事件・事故への恐怖の中で生活している現状をどうも考慮していない。現状を知らずに答えを出したことは、信

じられない」と批判した。翁長雄志知事が知事権限

最高裁の判決について受け止める稲嶺進名護市長は20日、名護市役所

の行使を検討していることには「あらゆる手段で新基地建設を止めるため頑張ってくれるだろう」と期待している。私も名護市ができることを頑張る」と強調。市教育委員会による辺野古崎周辺の文化財調査についても触れ「(政府は)きちつ

とした対応が迫られると思う。(埋め立て工事)は簡単にいへばおぼろげに抑制した。

時事漫評



県と国に協調求める 宜野湾市長、早期返還訴え

【宜野湾】「辺野古違法確認訴訟」での県敗訴確定を受け、宜野湾市の佐喜真淳市長は20日、「法治国家なので（判決は）重く受け止めるべきだ」と述べ、県に対し判決を機に国と協調して米軍普天間飛行場の早期返還を進めるよう求めた。「普天間問題解決に向け政府と争うだけでなく一年以内の運用停止などを一つ一つ前に進めてほしい」と述べた。同市役所で記者団の質問に答えた。

飛行場の危険性除去、基地負担軽減をとの要請もやってきた」とこれまでの経緯を説明。その上で、あらゆる権限を行使して辺野古新基地建設を阻止するという翁長雄志知事の現在の政治姿勢が「イコール普天間の返還につながっていくという道筋を市民や県民にも示してもらいたい」と述べ、新基地反対を堅持する県側を強くけん制した。

佐喜真氏は「県に対しあらゆる方策を講じて普天間

最高裁判決を受け記者団の質問に答える佐喜真淳宜野湾市長
20日、宜野湾市役所

あなたと家族



最高裁判決 菅氏が評価

「全面的に認められた」

【東京】最高裁判所の判決を受け、菅義偉官房長官は20日の会見で「国の主張が最高裁判所によつて全面的に受け入れられた」と評価した。菅長雄志知事に埋め立て承認取り消し処分を直ちに取り消すよう

要求。「工事できる体制は当然整えている」として早期に再開する考えを示した。

あらゆる手段を行使して辺野古への新基地建設を阻止すると主張する菅長知事を「わが国は法治国家であり、今回の確定判決と和解の趣旨に基づいて、県とも話し合いをしながら工事を進めていきたい」と述べた。

司法 法治主義を無視

「国家の暴走」戒めず

国民の権利保障欠如

【解説】 辺野古違法確認訴訟の最高裁判決は、一審の審理不届を指摘するだけでなく、上告からわずか約3カ月で県側敗訴を確定させた。仲井真弘多前知事の埋め立て承認処分が国土利用上合理的か争う県側の上告受理申し立てを受理しながら、恣意的な一審判決を明確に修正してもいない。民意に反映された県の声を十分に聞かず、辺野古新基地建設を急ぐ「国の暴走」を戒めない判決は「法治主義」を無視している。

(社会部・国言誌志) 11面参照

一審は「北朝鮮が保有する弾道ミサイル・ノドンの射程外となり、沖縄の地理的優位性が認められるとする国側の説明は不合理ではない」と指摘。「普天間飛行場の騒音被害を除去する

には、辺野古に新基地を建設するしかない」と「辺野古唯一論」にまで触れた。こうした一審の判断について、最高裁は何も言及していない。「地理的優位性」や「辺野古唯一論」を判断の

対象とせず、前知事の埋め立て承認の適法性の一点に絞って審理したという見方もできなくはない。

ただ証人尋問を認めず、2回で口頭弁論を終結させた一審の拙速感否めな

い。多くの安全保障などの専門家が否定的な意見がある二つの理論を修正するとは、法の支配により恣意的な行政を排斥し、国民の権利と自由を保障する「法治主義」の観点から最高裁に求められていた。

「国側は「確定判決」を得たとして、引き続き県側との協議を満足にしないまま、埋め立て工事再開に走るだろう。最高裁を頂点とした司法府は、国内法に基

つがずに新基地建設を進める国の姿勢を抑制する役割を負っていただけだった。

今回の訴訟は、改正地方自治法で国と県が「対等協力」となっていた際、初の違法確認訴訟となった。都道府県知事の行政裁量の範囲や、地方自治体の法定受託事務に介入しうる基準などが争われ、今後の国と地方の関係の道筋をつける重要な訴訟だった。だが、最高裁判決はわずか12分にとどまり、その重要性を認識していたとは言い難い。

主な争点と最高裁の判断

争点	国	沖縄県	最高裁
追加埋め立て承認	普天間飛行場の危険を除くため、辺野古埋め立ての必要性は高い。日米間の信頼関係を維持する公益も大きく、承認は妥当	辺野古移設の根拠は乏しく、基地負担の固定化につながる。埋め立ては自然環境に悪影響を与え、承認は合理性を欠く	米軍施設が縮小されることや環境保全策などを考慮した埋め立て承認は不合理でない
前知事の承認取り消し処分	承認に違法性がないのに取り消したのは法令違反。仮に欠陥があっても、行政処分の安定性確保から取り消しは制限される	承認は不合理で、公有水面埋立法の要件を満たしていない。取り消し制限のケースには当たらない	適法な前知事の承認を取り消したものは違法
是正指示への特長和事の対応	期限内に是正指示の取り消しを求めた裁判を起さない限り、指示に従う義務があった	話し合いでの解決を求めた地方係争処理委員会の結論に沿っており適法	是正指示は適法で、取り消しを撤回しないことは違法

辺野古唯一 追認せず

国土利用上の適正

公有水面埋立法4条1項1号の「国土利用上の適正かつ合理的」という要件について、最高裁は普天間飛行場の面積に比べ埋め立て面積が縮小されることや、新基地の滑走路延長線上に住宅がないことを理由に「前知事の判断は違法ではない」と結論づけた。

また、「1号要件は埋め

立てやその用途が最も適正かつ合理的な公有水面の利用方法を求めたものではない」と判断。「事実の基礎や妥当性を欠くものでない限り、要件に適合するとの判断に瑕疵があるとは言いがたい」とした。

県は、海兵隊が沖繩に駐留する合理的な理由が説明されていない上、新基地が完成すれば戦後71年間の過重負担が沖繩に固定化されるなど不利益が大きいと

主張。埋め立て必要性の根拠は乏しく、1号要件を満たしていないと訴えてきた。

一方、普天間飛行場の騒音被害や危険性を払拭し、海兵隊の空地一体の運用を維持するには「辺野古が唯一」で、「新基地建設を止めるには普天間の被害を継続するしかない」という高裁判決の判断には触れなかった。県幹部は「最高裁が辺野古唯一を追認しなかった点は意味がある」と評価している。

埋め立て後判断せず

環境保全の合理性

最高裁は、環境保全などを求めた公水法4条1項2号の要件について、前知事の判断過程と内容に特段不合理的な点はなく、違法や不当はないと判断した。

承認の要件を「埋め立て自体により生じる環境保全と災害防止の問題を的確に把握するとともに、対策が

適正に講じられていること」と判示。「埋め立て完成後の利用形態」を対象としなかつた高裁判決に対し、県は「法令解釈に関する重要事項の誤り」と主張したが、退けられた。

最高裁判決では都道府県知事は環境に及ぼす影響について、適切に情報収集、予測し、影響を回避、軽減するための措置の検討、措置を講じた場合の適切な評価を、専門技術的な知見に基づいて検討することが求められると指摘。裁判所は知事判断に不合理な点があるか、否かという観点から要件適合性を審査するという高裁判決を踏襲した。

最高裁は、前知事が関係市町村長や沖縄防衛局の回答を踏まえ、①護岸その他の工作物の施工②埋め立てに用いる土砂等の性質への対応③土砂の採取、運搬、投入などが現段階で採り得る工法と環境保全対策が講じられている点が不合理ではないと認めた。

前知事承認のみ審査

処分取り消し基準

最高裁は、行政庁が権利や法律上の利益を付与する授益的処分をし、その判断に誤りがあったとして自ら職権で取り消す場合、授益的処分に違法または不当が認められないときは取り消すことは許されないと判断した。一審福岡高裁判決は職権取消の要件として「原処分が不当または公益目的違反の瑕疵があるに過ぎない場合には、取消権はそもそも発生しない」として「不

当」は取消要件に当たらないと判断したが、県側は「不当の瑕疵を職権取消の理由にならないと解したのは、最高裁判例に反する」と反論。最高裁は「違法または不当があると認められるかを判断するべきだ」としており、高裁判決の考え方を修正した。

その上で、翁長雄志知事の埋め立て承認取り消しが適切だったかどうかを判断する基準について、「埋め立て承認時点の事情に照らし、仲井真弘多前知事の承

認に違法または不当があるかどうかを審理判断するべきで、承認に違法などが無い場合、取り消しは違法と

相当の期間経過認定

不作為の違法性

地方自治法は「法定受託事務の処理が法令の規定に違反していると認める場

合」に、大臣は是正指示を行えるとしている。判決ではその意味を「法定受託事務の適正な処理を確保する」ためだと解釈。翁長雄志知事の埋め立て承認取り消し自体が法令に違反して

なる」と判断。「翁長知事の承認取り消しに裁量権の逸脱や乱用があるかどうかではない」と指摘した。

いることから、公有水面埋立法を所管する国土交通相は是正指示ができ、知事は取り消し処分を取り消す義務を負うとした。

高裁判決では、知事が是正指示に「相当期間」従わなかったため不作為の違法だと認定した。これに対し県は、相当期間は「是正指示が法律の要件を充足するかを判断するのに必要な期

間」とし、相当期間はまた過ぎていないと主張した。

最高裁は国交相が2015年11月に提起した代執行訴訟でも承認取り消しの適否が議論されていたことなどを勘案すれば是正指示が出されてから1週間後の16年3月23日を過ぎれば「相当の期間」に当たると認定。この間に指示に従わなかった知事は不作為の違法に当たるとした。県が国への協議申し入れをもって不作為の違法性はないと否定したことは、そもそも知事が指示に依拠していないことを挙げ、協議の申し入れは結論を左右しないと否定した。

裁判所の不公正明らか

達眼



白藤博行氏 専修大教授

最高裁らしい見識が見られない判決だった。「不作為の違法確認訴訟」は、国の是正の指示に従わない地方自治体を相手に国が起す訴訟だ。本来、国の関与が適法かどうかを審査されなければならぬ。しかし、最高裁はその議論を尽くさず、埋め立て承認をした仲井眞弘多前知事の判断が適法か違法かだけの審理に収斂させている。国土交通大臣の関与がどうあるべきかという核心の判断を最高裁は避けてしまった。

埋め立てを認めた仲井眞前知事が行政処分を誤ったとして沖縄県民は怒り、翁長雄志知事を選挙で選んだ。翁長知事は第三者委員会の審査を経て、埋め立て承認には瑕疵があると判断し

て取り消した。こうしたプロセスを無視した国の関与が許されるなら、地方自治は死んでしまう。

不作為の違法確認訴訟は、本来国の是正指示に従わないことが違法かどうかの確認に過ぎず、是正指示に従わせる執行力はない。翁長知事には、県民の命と生活を守るため従えないという判断があってもいい。しかし、高裁の裁判長は翁長知事に何度も「負ければ是正指示に従うか」と確認した。地方自治法の制度を無視した、裁判所による行き過ぎた「司法的関与」だ。

地方自治法は1999年に改正された。国と地方の関係は対等・協力関係になった。協力とは一方的に何かを求め、押しつけることではない。話し合

い、譲り合い、合意するのが協力だ。県は国地方係争処理委員会（係争委）に審査を申し出て、国との協議を求めた決定内容を尊重し協議を申し入れた。だが、最高裁は係争委の審査を無視し、国の「是正指示から1週間後には不作為の違法となる」と判断した。地方自治は、地域の住民の生き死にに関わる問題だ。裁判官は地方自治法を知らなすぎる。憲法が保障する地方自治をないがしろにしている。

裁判所が「公正で中立な機関」とは限らないことを思い知らせる判決だ。対等であるはずの地方に国が違法に関与し、司法がスカスカの判決でとどめを刺して「これが法治国家だ」と官房長官に言わせる役割を担う。そんな悲しい裁判所しか私たち国民は持たないのか。これをきっかけに考えてみようではありませんか。

(行政法・地方自治法)

知事 民意背に次の手

全権限で新基地阻止

国は年明け工事へ加速

名護市辺野古の新基地建設を巡る違法確認訴訟で、最高裁は真敗訴を言い渡した。埋め立て承認が復活することで国による年明けの本体工事着手が現実味を帯び始めた。一方、承認取り消し処分を取り消しを重ねて明言した翁長雄志知事だが、敗訴の節目に新基地建設阻止への意を強くした。(政経部・大野亨恭、東京報道部・上地一姫) 11面参照

辺野古訴訟 県敗訴

ニュース 断面

「県民は、新たなスター下地点に立った。知事は、敗訴後の会見でこう強調し、新基地建設阻止に向けた意思を鮮明にした。

民意を背に辺野古反対を訴えても聞き入れない政府に、知事は地方自治の観点から司法の「正義」（県幹部）に望みを託した。

県敗訴が確定し、政府は年明けにも本体工事に着手する。オスプレイの民間地上空での訓練、墜落事故と早期の飛行再開など沖縄の声を無視した米軍優先の強行訓練が相次ぎ、22日には北部訓練場返還式典が開か

れる。国との闘いの構図でみれば、県は劣勢に追い込まれた形だ。

だが、知事はこの日の会見で敗訴の節目を「新たな展開」が始まる日だと表現。米軍統治下時代、自治権獲得のために闘ってきた歴史を振り返り「県民は基地建設断念まで闘い抜くと信じている」と強調した。

知事は複数の知事権限を念頭に「あらゆる手段」で建設を阻止する構えだ。県関係者によると、この権限を使えば確実に工事が止められるか県内部でも研究している段階だという。

岩礁破碎許可が切れる3カ月間、「海のしけでとれだけ工事が遅れるか」と

「外部要因」に頼らざるを得ない側面があるのも現実だ。

「これからが県民の踏ん張りどころ、力の出どころだ」。県民を鼓舞するかのような知事の発言を、県幹部はこう解説した。「新基地阻止に向けた一番大きなエネルギーは県民の反対の思い。いかに知事がその思いをくみ取れるかが、今後の闘いの肝だ」

一方、防衛省は本体工事に前のめりだ。判決を聞いた防衛省関係者は「知事は

今後どう出てくるのか。撤回を促すのか」と次の出方をうかがった。菅義偉官房長官も判決後の会見で「わが国は法治国家で、確定判決に従って進む」と5回も「法治国家」を繰り返した。

知事をけん制した。国にとって判決は「最終判断」。和解案項の及ぶ範囲で国と県は認識が食い違わうが、「協議しても平行線。時間がもつたらない」（政府関係者）として詰めてこ

なかつた。3月の和解以降、工事が止まっており、防衛

省関係者は「これ以上遅らせるわけにはいかない」と本音を明かす。

今後、県が遅延行為にでれば工事が止まった期間にかかった維持管理費を県に求めるなど損害賠償請求も検討し、外堀を埋める。オスプレイの墜落を受け関係者は「裁判に訴えて

も止められない」と県民が気づき、世界一危険な普天間をまずは移そうとならないだろうかと淡い期待を込めた。

「撤回」へ県民投票を

識者評論 最高裁判決 新垣勉弁護士



最高裁判決は1点を除いて、福岡高裁那覇支部判決を踏襲した。是正点は高裁判決が取り消し処分は原処分「違法」がある場合に限るとしたのに対し、「不当」の場合にも取り消すことができる」と明示した点だけ。県民は同判決を踏まえてさらに前進する道を探らなければならぬ。

今取り消し処分は「法的對抗措置」であったが、その基本的性格は民主主義の本質に

立脚した「民意に根ざす對抗措置」であった。最高裁判決は埋め立て承認に「瑕疵」がないことを確認したが、承認が「適切」であったと認めたものではない。承認に「瑕疵」の存在を疑う合理的な理由があつた以上、翁長雄志知事が第三者委員会報告を踏まえて取り消し処分を行い、司法の判断を待ったことは極めて適切な行為であつた。

問題の核心は、前知事の埋め立て承認が県民にとつて今後も維持すべき「適切な判断」と言えるか、否かにある。県民が埋め立て承認を「不適切な判断」と評価し、取り消されるべきものだと考えている

ことは明らかで、この状況は判決後も変わらない。経過が示すように、法的對抗措置は極めて効果的であつた。昨年10月の取り消し処分以来、1年余り国の埋め立て工事を中止させた意義は大きい。引き続き、有効な法的對抗措置を模索することが重要だ。

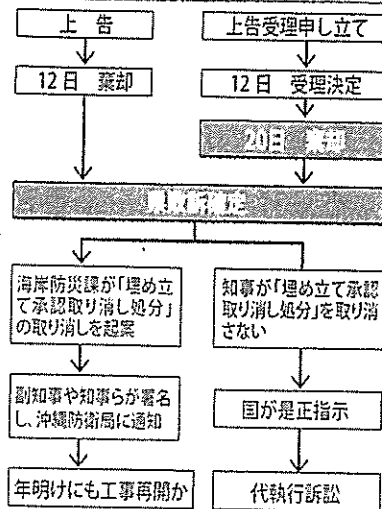
埋め立て承認が「適切であつたか、否か」を問う法的對抗措置として、「撤回」処分がある。この処分は埋め立て承認後の新知事誕生に伴う政策変更（民意）を理由とするものであり、法的に十分成立する。

そこで法的正当性を明確に打ち出すために、埋め立て承認の「撤回」の是非を問う県民投票を行い、それを踏まえて、翁長知事が新たに「撤回」を行うことも今後の重要な選択肢の一つとなるのではなからうか。

高裁判決・最高裁判決の最

県、事前協議継続要求へ

辺野古埋め立て、今後の想定される流れ



最高裁での県敗訴確定で、翁長雄志知事は速やかに埋め立て承認取り消し処分を取り消す意向を示した。県外防衛隊が起訴し、知事や副知事の決裁を取り付け、沖縄防衛局に通知する。防衛局は工事再開を急ぐとみられるが、県は「事前協議が終了しており、工事できない」と事前協議の継続を求める構えだ。

県は2013年12月の埋め立て承認時に、留意事項として付した本体工事の事前協議が終了していないため、防衛局に工事を進めず、協議に応じるよう求められている。事前協議では実施設計や環境保全策を確認する。昨年7月に協議に入ったが、県は同年10月13日、埋め立て承認を取り消した時点で、防衛局に「事前協議はできない」と伝えた。防衛局はこの通知を理由

に「協議終了」と一方的に見なし、国土交通相が知事の承認取り消し処分の執行停止を決め、工事ができるようになった同29日付で工事着手届を県に提出し、辺野古での工事を始めた。その後、事前協議に関する県と国の認識が食い違っており、県は3月4日の和解成立で、工事は中断している。県は事前協議を終了せず、工事を始めたことは「留意事項」に違反するとして、今後とも文書での指導

を続けるほか、防衛局に必要な資料や質問に対する回答を求めることされる。一方、知事は埋め立て承認を「撤回」を中心に、工事を止める今後の法的手段を準備している。その他にも①来年3月末に許可期限を迎える岩礁破砕許可の埋め立て予定区域に生息するサンゴを移植するための「特別採捕」許可②工事を進める上で必要な複数の設計概念の変更申請③の三つを挙げ、いずれも認めないことで、工事に影響を与えられる可能性があるとしている。

つり下げ訓練「中止」

海兵隊大佐 宜野座の宅地上空

【嘉手納】米海兵隊の太平洋基地政務外交部長のスコット・コンウェイ大佐は20日、米海兵隊オスプレイのつり下げ訓練について「宜野座村の住宅地上空で

は今後ほししない」と述べた。長らくに明らかにした。

宜野座村城原区の上空で

キャンブ・フォスターで、オスプレイ墜落と飛行再開に抗議する「嘉手納飛行場」に関する三市町連絡協議会「会長の野田昌幸北谷町

は今月、米軍はオスプレイで夜間を含む、つり下げ訓練を毎日実施。同区はファルコンと呼ばれるキャンブ・ハンセンの着陸帯撤去と、つり下げ訓練の即時中止を沖縄防衛局などに求めていた。

飛行再開へ

副知事抗議

沖縄大使・防衛局長へ

安慶田光男副知事は20日、県庁に川田司沖縄担当大使、沖縄防衛局の中嶋浩一郎局長を呼び、オスプレイの飛行再開に抗議した。飛行再開を容認した日本政府の対応を「米軍の考えを

最優先しており、極めて県民不在と言わざるを得ない。強い憤りを感じる」と指摘し、オスプレイの即時飛行中止と配備撤回を重ねて求めた。

中嶋氏は「県民の不安が払拭できていないことにはおわび申し上げる」と陳謝した。その上で「事故の原因となった空中給油訓練は当面見合わせる事になった」として、理解を求めた。

海兵隊などに 飛行禁止要請

三連協、墜落に抗議

【嘉手納】北谷町と嘉手納町、沖縄市でつくる「嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会」（会長・野国昌春北谷町長）は20日、外務省沖縄事務所と第3海兵遠征軍、沖縄防衛局を訪れ、オスプレイ墜落と飛行再開に抗議した。

防衛省が19日に公表した事故原因について「住民の不安を払拭し得る詳細なも

のではない」と不十分だと指摘。それでも飛行再開したことを「許されない」として、再発防止策の策定と公表、住宅地上空での飛行と訓練の禁止を求めた。

野国会長は「米軍でさえ事故原因をこれから検証する課題があると言っておき、原因は究明されていない」と指摘した。

宜野湾市長米へ抗議

安全確認・再発防止要求

【北中城】宜野湾市の佐喜真淳市長は20日、米軍キヤンプ瑞慶覧（北中城村など）を訪ね、オスプレイ墜落とその後の飛行再開について「市民が納得できる事故原因や再発防止策の発表がない」と強調。これらの発表と機体の安全が確認されるまでオスプレイを飛行停止にするよう強く求めるとする抗議文を在沖米四軍調整官事務所のスコット・コンウェイ政務外交部長に手渡した。

コンウェイ氏は飛行再開について「市民、県民に不安感がある中での再開は率直におわびしたい」と謝罪する一方、海兵隊員は常に命を賭して県民に被害が起らないよう努めていると理解を求める趣旨の発言もあったという。

飛行即時停止を決議

宜野湾議会 普天間閉鎖も

名護市安部でのオスプレイ墜落事故に対し、オスプレイが所属する普天間飛行場がある宜野湾市議会（大城利議長）は20日、本会議を開き、再開されたオスプレイの飛行を即時停止す

ることや米軍普天間飛行場の即時閉鎖返還などを求める抗議決議と意見書を全会一致で可決した。決議では「市民、県民の恐怖も冷めやまないうちの飛行再開は市民、県民の感

情に反し容認できない」と強く非難している。市議会の代表団は同日午後、在沖米軍や沖縄防衛局に赴き直接抗議した。

19、20の両日、うるま、浦添、北谷、金武、北中城の5市町村議会が墜落事故に対する抗議決議、意見書の両案を可決した。

北谷町議会はニールソン四軍調整官の「感謝されるべきだ」発言に対する抗議決議案、意見書を賛成多数で可決した。

調整官や米国大統領らの謝罪、調整官の更迭を求めている。

宮古島市議会は19日、抗議決議案を否決した。

辺野古訴訟 最高裁判決を受けて

「辺野古違法確認訴訟」の最高裁判決が20日言い渡され、県の上告が退けられた。米軍普天間飛行場の辺野古移設を巡る問題は、この20年で最大かつ重大な局面を迎える。社説特集を掲載します。

県敗訴の構図

「辺野古違法確認訴訟」で県側敗訴が確定した。福岡高等裁判所支部の判決を最高裁がほぼ追認した。戦後70年余りも、米軍基地から派生する事件、事故の被害に巻き込まれ続けている歴史を一顧だにしないばかりか、今後も基地負担を強いるべきを意味する中身だ。地方自治の否定も多かろう。最高裁も沖縄の声を封じ込めた。

米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設を巡り、県が県を訴えた「辺野古違法確認訴訟」で、最高裁判事2小法廷（見丸ももる裁判長）は20日、翁長雄志知事の「承認取り消しは違法」と指摘し、県側の上告を棄却した。4裁判官の一致した結論だった。

翁長知事は、埋め立て承認の取り消し処分を取り消す手続きに入る。だが、来年5月に期限が切れる埋め立てに必要な海底の岩礁破壊許可や、埋め立て区域内から区域外へ移転の「サン」の採掘許可、工事の設計・工法の変更に伴う審査など知事権限を最大限行使して新基地建設を阻止する考えだ。

一方、県は今年3月、県と和解が成立して以来、工事がストップしている。そこから再開を急ぐ方針だ。普天間基地移設は「日本は法治国家である。確定判決に従い、県を協力して移設工

地方自治の精神ないがしろ

事を進めていく」と語る。徹底抗戦の構えの翁長知事をけん制するが、対立が統々とは間違いない。

最高裁は判決で、辺野古新基地の面積が普天間飛行場と比較して相対程度縮小されることや、環境保全策が取りられているなどとして、前知事の判断に「不合理な点はない」と認定した。高裁判決を踏襲するものだ。だが面積を減らせば基地の負担軽減につながるわけでもない。辺野古新基地には二本の滑走路が設計され、普天間にはない強襲揚陸艦が接岸できる崖壁や弾薬搭載エリアが新設される。耐用年数200年といわれ、沖縄は半永久的に基地の島から逃れられない。

県は辺野古新基地の建設を進行することは憲法92条の地方自治の本旨（沖縄県の自治権）を侵害し憲法違反として上告していた。最高裁は今年12月付で棄却している。県と地方公共団体との関係が「上下・主従」から「対等・協力」に大転換した1999年の地方自治法改正後、初めての訴訟である。最高裁が管理せずた棄却したのは改正の精神をないがしろにしていくと言わなければならない。

米軍基地は日米地位協定によって米軍の排他的管理権が認められ、国内法が及ばない。沖縄では米軍絡みの事件・事故では「憲法・国内法」の法体系が「安保・地位協定」によって大きな制約を受けているのが現実なのである。基地内の事故や環境調査もままならず、自治権が侵害されるケースは枚挙にいとまがない。

米軍絡みでは民間地も同じだ。オスプレイが各護国支部に墜落した事故で、住民の生命や生活、人権を守る責務を負わされている各護国のトップである稲嶺進市長が現場に近づけようとして、県が水質検査をするのができたのは6日後である。2004年の普天間所属の大型ヘリコプターが沖縄國際大に墜落、炎上した事故で警察や行政が米軍が張り巡らせた規制線から排除されたなど何事も変わっていない。

最高裁が管理するのは憲法違反や法令・判例違反に限られることから、事実認定としては高裁判決が確定する。

高裁判決は「普天間の被害を除去するには辺野古に新施設を建設する以外にない」としたり、北朝鮮の弾道ミサイル「ドン」をことごとく取り上げ、射撃外となさるわが国では沖縄など一部など国の主張をなすもよつに「地理的優位性」を強調して批判を浴びた。最高裁判決はこれらに触れなかった。

最高裁が弁論を開かず判決を言い渡すことを決めたからである。とても納得できないもので好き。

差別的処遇への不満広がる

2012年秋、県企画部が実施した県民意識調査で、在日米軍専用施設の約74%が沖縄に集中する現状に、7割を超える人たちが「差別的だ」と回答した。

普天間飛行場にオスプレイが強行配備された時期と重なるこの調査以降、「差別」という言葉が沖縄の基地問題を語るキーワードとして頻繁に使われるようになった。

同じころ実施されたNHK放送文化研究所の沖縄県民調査からも、基地の過重負担を問う民意を読み取ることができた。

県民の基地に対する考え方を1992年と2012年で比較すると、「全面撤去」と答えた人が34%から22%に減った半面、「本土並みに少なく」は47%から56%に増えている。

普天間飛行場の辺野古移設を巡って顕在化してきたのは、沖縄だけに基地を押しつける差別的処遇への怒りであり、日米安保の負担の適正化を求める声だ

た。

「辺野古が唯一」だと繰り返し返す政府の説明の欺瞞性を見抜き、基地と振興策をリンクさせる手法にも「ノー」を突き付け、不公平な負担の解消を求めてきたのだ。

「新基地建設は許さない」との民意は、選挙でも示され続けた。

るものだった。

辺野古違法確認訴訟の高裁判決に「新施設の建設に反対する民意には沿わないとしても、普天間飛行場などの基地負担の軽減を求める民意に反するとはいえない」と都合よく解釈した一文がある。

新基地に反対する民意と基地負担の軽減を求める民意は一つだ。民意を無視した負担軽減もあり得ない。

県民の揺らぐことのない意思は、人権や自己決定権をないがしろにされてきた歴史、しまくとぅばの復興など沖縄らしさを大切にする動きとも共鳴し合っている。

一人一人の心の奥底から発せられる「新基地ノー」の声は簡単には変えられないし、戻ることもない。

新基地建設に反対する県民世論の基調は、10年ごろから変わっていない。

本紙が朝日新聞と琉球朝日放送(QAB)と共同で実施した15年の県民意識調査では、辺野古移設は「反対」が66%を上め、「賛成」の18%を大きく上回った。

端的に表れたのは14年の名護市長選、県知事選、衆院選沖縄選挙区、今年に入ってからの県議選、参院選沖縄選挙区だ。

県知事選で保革双方から支持された翁長雄志氏が現職に10万票近い大差をつけて当選したのは、住民意識の変化を決定づけた。

一人一人の心の奥底から発せられる「新基地ノー」の声は簡単には変えられないし、戻ることもない。

湾内に広がるサンゴの森では、カラフルな魚たちが泳ぎ回り、干潟ではトカゲハゼが跳びはねる。浅瀬にはシユゴンの餌となる海藻が生い茂り、湾奥にはマングローブ林が延びる。

報告書をまとめた。翁長雄志知事の埋め立て承認取り消しは、これを受けたものだ。

1316もの詳細な検証結果の半分以上をさいいたのが「環境」の項目である。報告は国の埋め立て申請が辺野古の海の重要性を低く評価し、環境保全策が科学的に実効性あるものになって

移植などによる保全措置を講じるとするが、その技術はいまだ確立されていない。

2012年初め、沖縄防衛局が出したアセス評価書に対する仲井真弘多前知事の知事意見は579件にも及んだ。「評価書で示された措置では環境保全は不可能」と断じたのだ。

貴重生物の悲鳴が聞こえる

な地域である。

埋め立てが進み新基地が建設されれば、私たち「島の宝」である美しい自然の一つを失うことになる。

昨年7月、環境問題などの専門家からなる県の第三者委員会が、埋め立て承認までの手続きに「法的瑕疵があった」とする

いないことなどを厳しく指摘する。

国の天然記念物シユゴンの保護策一つをとっても不備は明らかだ。国はシユゴンが「辺野古

地先を利用する可能性は小さい」としたが、実際は環境団体によって多くの食み跡が確認されている。海藻藻場についても

が対症できないことなども挙げ「懸念が払拭できない」と結論づけた。

仲井真氏が埋め立てを承認したのは、それからわずか1カ月後。承認に至る経過は著しく透明性を欠き、正当性にも疑義が生じるものだった。

新基地予定地は、県の自然環境保全指針で厳正な保護を図る「ランク1」に指定され、環境省の「重要海域」に選定された地域である。

基地のない地域では自然を守ることが優先されるのに、沖縄では県や国の環境政策との整合性を保つことさえできない。

私たちが100年後の未来に残したいのは豊かな自然である。米軍基地建設のため「島の海」を埋め立てるのは最もやってはいけない愚行だ。

翌年11月、補正後の評価書に対して県環境生活部が出した意見も48件に上った。現状では甚

日米両政府が米軍普天間飛行場の移設条件付き返還に合意してから今年まで20年。新基地建設問題は大きな急転がりを迎えている。

も簡単でもない。翁長知事をはじめ多くの県民が新基地建設に反対し、公正・公平な基地負担を要求せよ、と道理にかなった主張を展開しているからだ。

返還式典を開く。翁長知事は政府主催のこの式典には参加せず、米軍オスプレイ墜落事故に抗議する「オール沖縄会議」主催の集会に参加することを明言した。

この決定は、国と県の今後の関係に重大な影響を与えすにはおかないだろう。

いるといっている。県民の失望と怒りを軽く見ない。翁長知事を追い込んでおかない。

政府は、負担軽減と危険性除去を強調する。普天間の固定化を防ぐために辺野古の代替施設が必要なのだ、政府は言う。

私たちの反対は変わらない

り消す意向を明らかにした。

して埋め立て承認「1」の民意が大勢を占める。

翁長知事の怒りを読み間違えてはならない。保守政治家を自認し、安倍体制容認を公言する翁長氏を「1」で取り立てたものは何か。

を再開する米軍。住民を守る立場にありながら、米軍を引き留めるのではなく、訓練場に関して理解を示した政府。

た。「新たな基地建設を伴う返還はしない」というのが防衛庁(当時)の基本的考えだった。普天間飛行場について、代替施設として「普天間」に「ヘリポート」を整備するところが盛り込まれた。

米政府高官が指摘したように、沖縄への基地集約は異常である。あまりにも小さな島に、多くの卵を詰め込み過ぎる。戦後ずっとこの状況が変わらないというの政府と国会の意図である。

この問題は最高裁の判決ですべてが解決するのではなく、政府は22日、北部訓練場の

この問題を強制的に解決しようとするのは、勝手に基地を含む基地撤去運動に発展するのは必至だ。政府は復旧前のコザ集約から学ぶべきである。

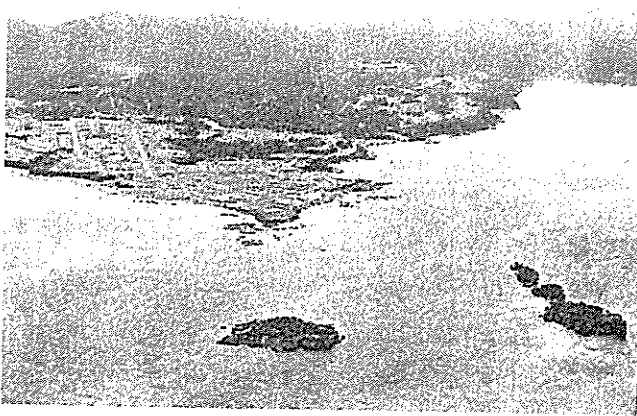
米軍による女性性被害事件が発生したのは今年4月のことだ。7月には東村高江の北部訓練場でヘリパッドの建設工事が強行され、9月には普

を再開する米軍。住民を守る立場にありながら、米軍を引き留めるのではなく、訓練場に関して理解を示した政府。

た。「新たな基地建設を伴う返還はしない」というのが防衛庁(当時)の基本的考えだった。普天間飛行場について、代替施設として「普天間」に「ヘリポート」を整備するところが盛り込まれた。

米政府高官が指摘したように、沖縄への基地集約は異常である。あまりにも小さな島に、多くの卵を詰め込み過ぎる。戦後ずっとこの状況が変わらないというの政府と国会の意図である。

日米両政府が米軍普天間飛行場の移設先としていた辺野古の西のキヤン・シムラニ島



なぜ独立したいのかと問われ
たら「普天間飛行場が辺野古に
移設されたら、高江のヘリパッ
ドも含めてオスプレイが飛び交
う大規模な新基地となり、派生
する騒音や環境汚染は計り知れ
ない。基地のたらい回しであり
負担軽減などとは言えない。加



比嘉 順子

えてこの先の何百年もの間、差
別や侮蔑を受け続けるのはまか
りならぬ」と答える。
沖縄にある広大な米軍基地
は、もともと本土にあったのが
住民の反対運動に押され、政治
的意図から、米軍統治下の沖縄
に移設されたものである。

1960年、国連植民地独立

付与宣言は、すべての人民の自
己決定の権利を認めつつ、あら
ゆる形態の植民地主義の早期か
つ無条件の終結を訴えた。独立
運動を武力で抑圧しないことな
ど、すべての権力を住民に委譲
するための早急な措置がとられ
ることを規定している。

等に関わる調査を公表してい
る。普天間飛行場の返還後の産
業として、リゾートコンベンシ
ョン産業や医療・生命科学産業
を想定しており、返還前の地代
や雇用所得や米軍などへのサ
ービスは、返還後に生じる飲食
業やサービスの提供などに代替

独立し平和国家の道へ

県民投票を行い意思決定

県民投票で「独立するか否か」
を問う「独立する」得票数が多
ければ独立できる指標となる。

最近ではイギリスが「欧州連合
(EU) から離脱するか」の国
民投票があり、離脱を遂げ決定
されたのは周知の通りである。

県が2015年1月の統計で
駐留軍用地跡地利用の経済効果

して120億円から推計で38
66億円に増額している。

普天間飛行場の返還後の直接
経済効果は返還前の32倍という
試算が、今年5月の新聞に載っ
ている。宜野湾市が3月に作成
した冊子では、一般歳入額に占
める基地関係収入は3%台だ。
そのことから、基地を撤去

して跡地利用を進めた方が経済
も活性化する。

来年1月には、次期米国大統
領ドナルド・トランプ氏が誕生
する。好機と捉えタイミンングを
計り「独立」の県民投票をして
意思を決定させるのはどうだろ
うか。1850年代に琉球国は
米国・フランス・オランダと修
好条約を結び国際法上の主権国
家であった。先人に見習って勇
を鼓して独立を勝ち取り、国内
の政治経済や国際社会への決定
権を持ち、他国の支配を許さな
い法律で観光税や環境税等の税
制度や条例制定をして施行す
る。さらに現存する米軍基地を
撤退させて国際法にのっとり
「非武装の観光リゾート国家」
として貿易外交をする。おのず
と平和国家への道は開かれるこ
とだろう。(うるま市、62歳)

中国無人探水機返す

5日ぶり幕引き 米は不信感

【北京共同】中国国防省は20日、中国軍が15日に南シナ海で米国の無人水中探査機を奪った問題で、同海域で20日昼に無人機を米側に返還したと発表した。米側も返還を確認した。米中の緊張を高め、無人機問題は5日ぶりに幕引きとなったが、中国軍による異例の実力行使は米国防総

省が「公海での不法奪取」と非難する事態に発展。しこりは残りそうだ。

この問題では、トランプ次期米大統領がツイッターで「中国は米海軍の探査機を公海で盗んだ。前例なき行為だ」と批判したのに対し、中国外務省は調査目的だとして強く反論。中国のトランプ氏に対する不信感を一段と増幅させる結果となった。

オスプレイ墜落に抗議

漁業団体 防衛局へ「漁脅かされる」

米軍のオスプレイ墜落を受け、県漁業協同組合連合会（上原亀一会長）と県漁業協同組合長会（池田博会長）は20日、那覇市の水産会館に沖縄防衛局職員を呼び、「安心・安全な漁業活動が脅かされることは断じて容認できない」として抗議した。原因が究明され、



再発防止策が取られるまで、同型機の飛行の再停止なども求めた。上原会長が防衛局管理部の本多宏光部長に抗議書を手渡した。（1面参照）

抗議書では「墜落事故が発生した海岸付近では、小型定置網漁や潜り漁が行われており、一歩間違えば漁業者を直撃する大惨事」と強調。今年9月の米攻撃機AV8Bハリヤーの墜落事故にも触れ、「立て続けに事故が起きたことは、まさに米軍の危機管理体制に問題がある」とした。情報開示や漁業への影響調査の実施なども要求している。

19日のオスプレイの飛行再開についても「海で生産活動している漁業者を著しく監視している」として、沖縄防衛局の本多宏光管理部長に抗議書を手渡す県漁連の上原亀一会長は20日、那覇市前島・水産会館

したもので、強い憤りを禁じ得ない」と抗議した。

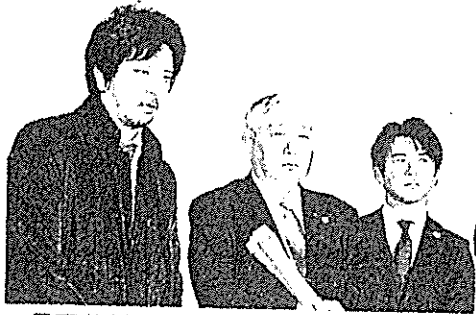
抗議の席上では漁業者から、事故の原因とされる空中給油訓練規定の見直しや、米軍の飛行訓練区域の情報開示を求める声が出た。本多部長は同局としても米側に情報開示を求めていくとし、漁業への影響調査については「検討する」とした。

「地方自治理解していない」 県側代理人

名護市辺野古の新基地建設を巡る「辺野古違法確認訴訟」で、最高裁が県側の上告を棄却したことを受けて、20日、県側代理人らは東京・千代田区の全国都道府県会館で会見を開き、「地方自治を理解していない」「あつけない判決で衝撃を受けた」と最高裁判決への不満を口にした。

県側弁護団長の竹下勇夫弁護士は、職権取り消しの理論についても納得いくものではないとし、「判決はこれまで行政法の理解とも違うのではないのか」と懐疑的な姿勢をみせた。

仲西孝浩弁護士は、辺野古へ移設しないなら普天間飛行場による被害を継続するしかないなどとした高裁判決との違いを「裁判所の判断する枠組みではなく、仲井真前知事の判断についてそのように判断したことは不合理ではない」というような審査の仕方をしている。そこは一見して異なると思う」と述べた。



最高裁判決を受けて、「地方自治を理解していない」と述べた県側代理人ら＝20日午後5時すぎ、東京都の都道府県会館

辺野古訴訟 最高裁判決全文 (1面参照)

【冒頭発言(全文)】
不作為の違法確認訴訟における福岡高等裁判所那覇支部の判決を不服として、去る9月23日に行なった上告受理の申し立てについて、本日最高裁判所において上告を棄却するとの判決がなされた。

最高裁判所には、法の審人として、少なくとも充実にした審理を終了した上判断をしていただけるものと期待していたが、あたかも前知事の埋立承認が全てであるかのよすが判断を示し、また是正の指示についても、それを制限する定めがないことを理由に、無制限に地方自治体への関与を認め、国と地方を対等・協力の関係とした地方自治法の視点が欠落した判断を示し、結果として問題点の多い高裁判決の結論を否認した。
このよすが判断を最高裁判所が行ったことについては、深く失念して遺憾としている。

私は、知事に就任して以来、政府に対して「辺野古が唯一の解決策である」という固定観念を捨て去り、辺野古新基地建設に反対する多くの沖縄県民の声を耳を傾けていた。ただ、求めた。今、最高裁判所は、福岡高等裁判所那覇支部とは異なり「辺野古が唯一」との認定を行っていない。改めまして申し上げるまでもなく、県民の理解が得られない新基地建設を進めることは絶対に許されない。過去、沖縄は、日本の独立と引き換えにアメリカの施政権下に置かれた。日本国憲法が適用されなかった米軍統治下時代、苛烈を極めた米軍との自治権獲得闘争を、粘り強く闘ってきた沖縄県民は、日米両政府が辺野古新基地建設を断念するまで戦い抜くものと信じている。

私は、今後も、県民と共に、辺野古に新基地は造りせないという公約実現に向け、全力で取り組んでまいります。引き続き、県民の皆さんの御理解と協力をお願い申し上げます。
【二問一答(要旨)】
—オスプレイの騒音、飛行再開の強行、北部訓練場の返還式典など、県民の声が届いていないような状況での判決をどう受け止めるか。
知事 北部訓練場の返還式典なども、時期をどういう風に決めながら来たのかどうかは、この1、2カ月の混乱の中でどうだったのかなどという思いもある。式典が(明後日に)迫ってきている。今日、最高裁の判決があった。なかつオスプレイに関してはおそらく計画通りとかそういう問題ではなくて偏見的なものだと思うが、今の時期、年末に騒音抑むように三つも出てきたことについての

は、これまで県が新辺野古基地は絶対に造りせない、オスプレイ配備撤回ということを含めて今日まできたわけだが、こういう形で年末を迎えるのは大変残念だ。
ただ、私は県民の不屈の気持ちというものは、今という状況の中でも改め、新たな展開を思いながら、みんな心を一つにして頑張っていくこと。そういう気持ちになつていこうと思う。ですから私も新辺野古基地は造りせない、あるいはオスプレイ配備撤回という固い決意をもって、これからは県民と共に歩んでいきたいと思っている。
—判決文は12年とかなり短かった。体裁、あるいは中身が表層的だったのではないかと思う。全体の形式の見解は。
知事 最高裁の判決は初めて見る。12年が多いのか少ないかというのも、正直なところ分からない。全部

12年をずっと一回は読み通したが、いろんな打ち合わせもあった。
—前回、知事は記者会見で取り消しの撤回に関して「長く延ばしてもどうかと思つ」と発言していた。撤回の時期について、年内、来週にも判断する意向はあるか。
知事 行政が司法の最終判断を尊重することは当然だと今日まで話をしてきた。敗訴を受けて、取り消しの時期はということだが、速やかに取り消しの手続きを進めていくということとで理解をいただきた。

—菅官房長官は昨日の会見で、オスプレイの事故と辺野古移設は関係ないと明言していた。裁判で敗訴の結果となったが、オスプレイの事故が辺野古移設にどう影響が出ると考えるか。
知事 私は辺野古新基地はオスプレイのための基地だと思つている。森本敏元防衛相がオスプレイが配備される以前から、菅官房はオスプレイが100機くらい来るというには耐えられないと、新辺野古基地にオスプレイはよって来る

んだという予言をなしてあつた。森本さんが5年くらい前に予言した通り、オスプレイは2012、13年に12機ずつ来たというのは、まさに予言の中に書いてある通りだ。

新辺野古基地が完成した
時は、オスプレイが飛び交うことになる。今回のオスプレイの事故というのは、これは決して看過できるものではなく、そして私からすると懸念点があるが、そういったものの原因究明を、今のところおぼろりと話しているが、考えれば考えるほどおかしな点があるわけだ。これを一切構わず、安全だという風に話をしたのも残念であるが、もともと残念なのは日本政府がそれをしっかりと検証することなく受け入れたことには私は大変遺憾を、日本の安全保障をめる意味で戦後70年間背負ってきた国民に、これから以降の方向性は別としても、今あるいろいろな事件・事故について説明責任もないようなものが、私はこれからのまのなる日本政府と軍の信頼関係の欠如につながっていくと思っ

判決を受けて軍が権限を行使しても、ほとんどカドが切られていく状況が起り得ると思える。基地建設を止めるに当たって、改めて戦略を描いているのか。
知事 あらゆる手法を用いてということば、先ほど和解条項の説明の中にもあったが、判決に従うのは元の状態に戻るだけだ。一つ一つの判断をしっかりとやっていた。農民が戦後27年間、米軍施政権の中、自治権闘争をしっかりとスラムを組んでやってきた。あの苦しい中で、農民が一つ一つ積み上げていった。今回の新辺野古基地を造ろうとするのに対して、農民は大きな力をもつて(反対運動を)やってきた。
裁判闘争は敗訴になったが、不条理な、農民に対するある意味差別的なもの、

日本全体から言うと地方自治の視点が欠けているもの、それから私たちの民意がしっかりと示されている中でもそのままだと、民主主義の問題としても、大要禍根を残すような今の状況だ。
私は法律というか、権限にのっとってやるということ、農民が今日まで培ってきたような思いを肌で感じながら、いろいろな工夫をしながらあらゆる手法をつくって新辺野古基地を造らせないと、しっかりとやっていきたい。何よりもオスプレイの配備撤回は人命に関わる直接のこと。配備撤回については、大きな輪をつくって頑張っていきたい。

あらゆる権限を行使しても、同じように裁判や法廷闘争になつて負ける可能性もある。就任した時からこの闘いを続け、世の中が変わった実感はあるか。
知事 今年の末、いろいろな出来事があったが、一つ

知事 節目節目でよく聞かれるが、「建設阻止の行方(厳しくないか)」という話も、質問も受ける。しかし2年前の厳しさからすると、今の厳しさは厳しくないと思っている。あのと今の誰も受けてくれない、分かってくれない、動こうにも動けない状態が半年近く続いた。最高裁の判決が出たが、闘い、新辺野古は造らせない、オスプレイ配備撤回はいままでに新しいスタートに立ったなど。これからは、農民のふんばりどころ、力の出し所だと思っ

知事 節目節目でよく聞かれるが、「建設阻止の行方(厳しくないか)」という話も、質問も受ける。しかし2年前の厳しさからすると、今の厳しさは厳しくないと思っている。あのと今の誰も受けてくれない、分かってくれない、動こうにも動けない状態が半年近く続いた。最高裁の判決が出たが、闘い、新辺野古は造らせない、オスプレイ配備撤回はいままでに新しいスタートに立ったなど。これからは、農民のふんばりどころ、力の出し所だと思っ

知事 節目節目でよく聞かれるが、「建設阻止の行方(厳しくないか)」という話も、質問も受ける。しかし2年前の厳しさからすると、今の厳しさは厳しくないと思っている。あのと今の誰も受けてくれない、分かってくれない、動こうにも動けない状態が半年近く続いた。最高裁の判決が出たが、闘い、新辺野古は造らせない、オスプレイ配備撤回はいままでに新しいスタートに立ったなど。これからは、農民のふんばりどころ、力の出し所だと思っ

知事 節目節目でよく聞かれるが、「建設阻止の行方(厳しくないか)」という話も、質問も受ける。しかし2年前の厳しさからすると、今の厳しさは厳しくないと思っている。あのと今の誰も受けてくれない、分かってくれない、動こうにも動けない状態が半年近く続いた。最高裁の判決が出たが、闘い、新辺野古は造らせない、オスプレイ配備撤回はいままでに新しいスタートに立ったなど。これからは、農民のふんばりどころ、力の出し所だと思っ

今回の返還基地は出陣

しなごじつに、農全
体として出陣をきない
政府もあるいはアメリカ
日本国民にも知ってもら
たいということから、北部
訓練場がいかにいびつな形
で返還されるのかというこ
ともを含め、見てもうとい
うことを考えている。農官
局長官、稲田防衛相、場合
によってはアメリカ駐日米
国大使もおいでになると思
う。そういう場合でも、お
三方で話し合いますので、任
全く考えていない。

—オスプレイの配備撤回
を強調している。(知事が
権限を持つ)辺野古や、
知事や県が具体的にできる
ことは。

知事 辺野古新基地を造
らせないのが当然、一番で
ある。森本元防衛相が、オ
スプレイを置くために新辺
野古基地は造るんだという
話があった。それは大変信
びよう性のあること。なお
かつ普天間飛行場は世界一

危険とか、若村化という話

の中で、首野澤市民のこと
を考えているような話をし
ているが、やはり実際には
軍事的に、普天間飛行場が
オスプレイの配備には耐え
られないというような状況
があると思う。オスプレイ
配備の撤回と、新辺野古基
地の建設反対を同列に論じ
ている。

一週間前に騒ぎ事故もあ
った。オスプレイについて
は特だ、いま話をさせても
らっている。米軍の事故は
今日までもいろいろな形であ
った。そしてまた原因究明
がしっかりされていない。
それから他の機種にしても
そういうことがないわけ
だ。一番、ある意味で理不
屈な県民が理解できない
あるいは日米安保体制とい
う意味でも、いくらなんでも
も沖縄に対して失礼だろう
というふうなものなので見え
やすいものがある。解決に
向けていろいろな手法も早く
していきたいと思ってい
る。

—今後の対応。来月アメ
リカで新大統領が誕生す
る。アメリカ側はどう辺野
古阻止を訴えるか。

知事 今まで話してきた
こと、それを集約する話に
なるかと思う。日米安保
体制、あるいは日米地位協
定、こいつはたごいがか
にゆがんだ安全保障体制に
なっているかというふうなこ
とも、改めて申し上げたい
と思う。日米地位協定が沖
縄については法治国家とし
てあるまじき扱いを受けて
いるというところがまた一つ
ある。

それからもう一つは、や
っぱりオスプレイの危険
性、これもしっかりと書い
中から、(県民と日米両政
府の)信頼性の欠如につな
がる。日米安全保障体制
を揺るがすというふうな話
もしたい。それから新辺野
古基地は造らさないという
大きな意味合いを持ってい
るので、それについてなせ
新辺野古基地を造るのがそ
う簡単にはできないかとい
うことについて、フジメン
DCCに行ったら要所所で
そういう議論もしてみた
い。

—訪米の時期は。

知事 正確などうか分か
らないが、2、3週間前に
菅さん方にこういう形(記
者会見)で申し上げた時に
は、2月の初旬くらいでは
ないかと申し上げた。それ
は国務大臣とか、こいつ
たこと等が決まらない中で
筋道がどうするんだとい
うのがあった。1月20日
いまだにはそれは割合、固
まっているのではないが、
今は新聞などを見ても、一
人一人名前が出てきてお
り、おおむね上層部は固ま
ってきたのかなと感じてい
る。そういうものを、2、
3週間前に、私もども予測
し、2月の初旬から中旬、
なぜかというところ、2月の末に
は県議会と月定例会が始ま
るので、こいつはたごいもの
ども考えながら、以前にも
話をした。たぶんやはり、
いろいろな出来事が起るの
で確定的なことではない

が、2月の中旬、中旬の
いが訪米をする時期と思っ
ている。

—街の声を取材する中で

「知事には裁判所の判決に
従わないでほしい」という
意見もあった。最高裁の判
決に従わないという選択肢
はなかったのか。

知事 高裁の法廷でも
「裁判所の確定判決には従
うか」という話の中で、こ
れは法廷闘争という中で
「当然、そういう判断が
下された場合には従うべき
であらう」「行政としては
当たり前のことだ」と話を
してきた。

今、こいつはたごい形で確定判
決が出たときに、法廷で話
をしたことは行政としてし
っかり踏まえて、そういう
たものを踏まえる中で、む
しろ大きく、日本国民や、
アメリカ国民、政府などに
も理解をいたただける案材を
作って上に行けるのではない
か、こいつのもある。です
から、いろいろな見方ができ
るだろうが、私はこいつは
方向性の中から、しっかりと

県民と心を一つにして頑張
っていることが目的達成の
ために重要ではないかと思
っている。

—これまで県として岩盤
破壊許可やサンゴの採捕許
可、さまざまな知事権限を
洗い出してきた。知事権限
と承認の撤回というのは、
また知事の頭の中に阻止す
る手法としてあるか。

知事 私もずっとこの件
については話しているが、
あらゆる手法とこういうこ
とで、新たな手法もあるだろ
う。いろいろな議論されて
いるものもあるだろうし、
とにかく新辺野古基地を造
らせない、オスプレイの配
備撤回をしっかりとやるた
めに、私自身、不退换の決
意で一つ一つの選択もしっ
かりとやっていきたいと思
っている。

—(新基地建設を)阻止
する手法は、今回の判決に
は縛られないという考え
か。

知事 私が言えるのはし
っかりと県に、地方自治法
にのっとって、あるいは法
律にのっとって、厳正に審
査をする。だから、そうい
った損害賠償の対象にはな
らないと思っている。

知事 当然、私が法廷の
中で話したのは、判決に、
取り消すか取り消さないか

だけの判決に従うだけの話
である。それ以外は関係な
いという風は思っている。
—権限行使で阻止する
と、知事への損害賠償請求
というところも国は考えてい
るようだ。

県関係国会議員コメント

衆院選挙区

民意は容認せず

赤嶺政賢衆院議員(共産) 基地と県民生活の矛盾に立ち入らずに下した今回の判決は、安倍政権の顔色をうかがった不当判決。圧倒的な世論で否定された前知事の埋め立て承認を正当化しようとしても、民意は絶対に容認しない。

司法の自殺行為

照屋寛徳衆院議員(社民) 最高裁は司法権の独立を自らかなぐり捨てた。司法の自殺行為だ。三権分立を否定し、三権一体化せんとする安倍行政独裁政権に屈服した不当判決だ。翁長知事を先頭に正義の闘いで辺野古新基地建設を止める。

不当判決に抗議

玉城デニー衆院議員(自由) 県民の思いを踏みにじるような不当判決だ。断固抗議する。翁長知事は民意にのっとりあらゆる方法を駆使して、辺野古新基地建設を断念に追い込むべし。

し。受忍の限度を放置することこそ大罪である。

政府の言うまま

仲里利信衆院議員(無所属) 県が主張した憲法違反や埋め立ての違法判断、国の是正指示の妥当性など全てが高裁判決の踏襲で政府の言うがままだ。わが国に司法の独立はない。今後は知事権限や住民投票による民意で工事を阻止する。

衆院比例

政治闘争やめよ

西銘恒三郎衆院議員(自民) 法治国家の最高裁判決は最終だ。国も県も和解条項に従い協力すべきだ。政治闘争はやめ、子どもの貧困対策、県民所得の向上に取り組むべきだ。

対話こそ解決法

国場幸之助衆院議員(自民) 菅大間基地の閉鎖、移設、機能分散こそ急務で最高裁の重い判決を踏まえ、今後は和解条項に基づき県と政府が共に取り組

み、究極的には沖縄の歴史と民意と尊厳に配慮した対話こそ真の解決手法である。

県と国協力必要

比嘉宗津美衆院議員(自民) 違法確認訴訟の最高裁判決を受けて、今後は和解条項9項で、県と国は確定判決の「趣旨に従い、協力し、誠実に対応する」との規定の下、双方で基地負担軽減に向けて協力していただきたい。

原点は危険除去

宮崎政久衆院議員(自民) 司法の最終判断が下された。県と政府も和解で合意したように判決の趣旨に従い協力し対応してもらいたい。原点は普天間飛行場の危険性除去であることを常に忘れず、冷静に未来志向で対応を協議すべきだ。

県の提案が焦点

下地幹郎衆院議員(維新) 法治国家である日本において誰しもが予想していた最高裁判決だ。最高裁判決に従わざるを得なくなつた今、民意実現へ向けた新たな提案が沖縄県から示されるかどうか大きな分岐点になる。

参院選挙区

ひるまずに闘う

糸数慶子参院議員(無所属) 許し難い不当判決だ。県民は選挙で反対を明確にしてきた。少数者の権利擁護と多数決原理は民主主義の基盤。人権の誓を自ら壊し政府に追従する最高裁は「憲法の番人」に値しない。ひるまず闘い続ける。

基地負担を是認

伊波洋一参院議員(無所属) 最高裁判決は公有水面埋立法上の瑕疵に基づく翁長知事の承認取り消しを否定し、沖縄に基地を押し付ける不当な高裁判決を是認するもので絶対に認められない。新基地建設を許さず、判決に抗議する。

参院比例

政治的な解決を

儀間光男参院議員(維新) 想定内の判決だ。ただ、本県の米軍基地は不法接収された経緯があり、その事実は今も顧みられず現行法規で判断が下されるのは矛盾を感じる。政府が県民と向き合うなら、基地問題は政治的解決を図るべきだ。

県内政党コメント

自民党県連

辺野古新基地を阻止しよう。闘いはここからだ。

県政の信頼失墜

翁長知事のミスリードで県が敗訴し法律違反が確定した。結果として県民の期待を大きく裏切った沖縄県政の信頼が大きく失墜し、裁判費用、今後の損害賠償で県民負担は計り知れず翁長知事の責任は非常に重い。

社民党県連

闘いはここから

戦後71年、基地を押しつけ続けられた沖縄の民意に一切の関心も持たず、政府にこびた司法に失望を禁じ得ない。弾圧的手法に屈せず沖縄の未来にかけて必ず

共産党県委

不当判決を糾弾

沖縄県の声も聞かず地方自治と民主主義を強権政治で踏みつぶす政府追認の最悪な最高裁不当判決を糾弾する。71年間不屈に闘い続けた県民は怒りを力に変え団結し知事を支え必ず新基地断念まで闘う。

公明党県本

対立なき解決を

弁論の機会も設定されず判断が確定されたことは非常に残念だ。多くの県民が反対する中、辺野古移設やオスプレイの配備強行は日

社大党

歴史的な不正義

歴史的な不正義の最高裁判決だ。損害を受ける沖縄の民意さえ聞かない、沖縄の人権、自治権を放棄した司法は重大な禍根を残した。沖縄の誇りと歴史と未来を懸け翁長知事と共に辺野古新基地は建設させない。

維新

沖縄県の正念場

この最高裁判決は、法治国家である日本においては誰しもが予想していたものである。司法の判断が下された今、沖縄県が県民の民意を実現するために「新たな提案」を日米

自由党県連

世論無視に怒り

県民世論を無視し弁論の機会すら与えず下された判決に満身の怒りをもって抗議する。国の主張を丸ごと認めた不当判決は地方自治のあり方すら無視した不平等極まりないもの。県民は知事を支え主張していく。

民進党県連

国民主権に従え

辺野古移設を白紙に戻せば、そもそも裁判の必要はない。沖縄を敵視し県民の命を軽んじ、法廷闘争を選ぶ自公政権は誠実に国民主権に従うべきだ。民進党は正義の実現のため、常に沖縄の側に立つ。

辺野古訴訟 最高裁判決全文 (1面参照)

福岡高等裁判所那覇支部平成28年(行フ)第3号地方自治法251条の7第1項の規定に基づく不作為の違法確認請求事件について、同裁判所が2016年9月16日に言い渡した判決に対し、上告人(沖縄県知事翁長雄志)から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

【本文】

本件上告を棄却する。
上告費用は上告人の負担とする。

【理由】

第一 本件の事実関係等の概要

1 わが国とアメリカ合衆国(以下「米軍」)との間で返還の合意がされた沖縄県辺野古市所在の普天間飛行場の代替施設を同県名護市辺野古沿岸域に建設するための公有水面の埋め立て(以下「本件埋立事業」という)について、沖縄防衛局が、仲井眞弘多前沖縄県知事(以下「前知事」という)から公有水面の埋め立ての承認(以下「本件埋立承認」という)を受けていた。

翁長知事が本件埋立承認は違法であるとして、これを取り消したため(以下「本件埋立承認取り消し」といふ)、被上告人(国土交通大臣石井啓一)が、沖縄県に対し、本件埋立承認取り消しは違法だとして、地方自治法245条の7第1項に基つき、本件埋立承認取り消しの取り消しを求める是正の指示(以下「本件指示」といふ)をした。だが翁長知事が、本件埋立承認を取り消しを取り消さず、法定の期間内に同法251条の5第1項に定める是正の指示の取り消しを求める訴えの提起もしないことから、同法251条の7第1項に基つき、翁長知事が本件指示に従って本件埋立承認取り消しを取り消さないことが違法であることの確認を求める事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。
(1) 普天間飛行場は、官野湾市の中央部にあり、1945年からアメリカ合衆国軍隊(以下「米軍」といふ)による使用が開始された。現在、米軍海兵隊の航空部隊の基地として用いられている。同飛行場周辺は、学校や住宅、医療施設等が密集している状況にある。
(2) キャンプ・シユワフは、名護市辺野古周辺に所在し、1956年から米軍海兵隊により使用が開始された。現在はキャンプ地区および訓練場地区として、米軍海兵隊の陸上部隊により用いられている施設および区域であり、一般人の立ち入り等が制限されている。

(3) ア 1996年4月に行われた内閣総理大臣と駐日米大使との会談で、普天間飛行場について、一定の措置を講じた後に返還される旨の合意がされた。さらに同年12月、日米安全保障協議委員会(日米安保条約4条を根拠として設置された協議機関)に出席した関係閣僚等により、同飛行場の代替施設を設置し、運用が可能となった後に同飛行場を返還する旨が承認された。
その後、国は、同飛行場の代替施設およびその関連施設としての飛行場(以下「本件新施設等」といふ)を名護市辺野古沿岸域に設置するため、本件埋立事業を実施することし、沖縄防衛局がその手続きを進めた。

イ 沖縄防衛局は、キャンプ・シユワフ施設敷地内から辺野古崎とこれに隣接する大浦湾、辺野古湾の水域を結ぶ形で埋め立て地を造成し、本件新施設等を設置するため、13年3月24日、前知事に対し、原判決別紙4記載の公有水面の埋め立て(本件埋立事業)の承認を求めて、公有水面埋立承認願書を提出した(以下、この出願を「本件埋立出願」といふ)。
ウ 沖縄防衛局長は、本件埋立出願に先立ち、環境影響評価法および沖縄県環境影響評価条例(2000年沖縄県条例第77号)に基づいて環境影響評価書を作成した。11年12月および12年1月、これを前知事に送付し、同年12月、補正後の環境影響評価書を前知事に送付した。

(4) ア 前知事は、本件埋立出願を受けて、関係市町村長である名護市長および関係機関である沖縄県環境生活部長等に対し意見照会をし、それぞれ回答を受けた。
また、沖縄県は、13年10月から同年12月までの間、4回にわたり、沖縄防衛局に対し、本件埋立事業が公有水面埋立法4条1項1号の要件(以下「第1号要件」といふ)および同項2号の要件(以下「第2号要件」といふ)に適合するかどうかに関する質問をし、その回答を受けた。
イ 前知事は、沖縄県が行政手続法5条1項に基いて定めた公有水面埋立免許の審査基準により本件埋立出願に係る審査を行い、本件埋立事業が第1号要件および第2号要件を含む公有水面埋立法4条1項各号の要件に適合すると判断して、13年12月27日、本件埋立承認をした。
上記審査のうち本件埋立事業が第1号要件に適合するかどうかの審査においては、前記(3)ウの環境影響評価書の内容が検討

により住民生活に深刻な影響が生じていることや、過去に同飛行場周辺で航空機の墜落事故が発生しており、同飛行場の危険性の除去が喫緊の課題であることが前提にされる。

①同飛行場の施設面積が約4.8平方キロメートルであるのに対し、本件新施設等の面積が約2平方キロメートル。そのうち埋め立て面積が約1.6平方キロメートルであることなどから埋め立ての規模が適正かつ合理的である。②沿岸域を埋め立てて滑走路延長線上を海域とすることにより航空機が住宅地の上空を飛行することが回避されることとや、本件新施設等が既に米軍に提供されているキャンプ・シユワフの一部を利用して設置されることなどから、埋め立ての位置が適正かつ合理的である。などとされた上で、本件埋立事業が第1号要件に適合すると判断されている。

また、上記審査のうち本件埋立事業が第2号要件に適合するかどうかの審査においては、前記(3)ウの環境影響評価書の内容が検討

の対象とされた上で、①護岸その他の工作物の施工、②埋め立てに用いる土砂等の性質への対応、③埋立土砂等の採取、運搬および投入、④埋め立てによる水面の陸地化において、現段階で採り得ると考えられる工法、環境保全措置および対策が講じられており、更に災害防止にも十分配慮されている」として、本件埋立事業が第2号要件に適合すると判断されている。

(5) 翁長知事は、15年10月13日、本件埋立承認には本件埋立事業が第1号要件および第2号要件に適合しないにもかかわらずこれらに適合するとして瑕疵(か)があつたとして、本件埋立承認取り消しをした。

(6) 公有水面埋立法に基いて都道府県知事による埋め立ての承認は法定受託事務である(地方自治法2条9項1号、公有水面埋立法51条1号)。石井国交相は、本件埋立承認取り消しが違法であるとして、15年11月17日、地方自治法245条の8第3項に基づき、本件埋立承認取り消しの取り消しを行うべきことを命ずる旨の裁判を求める訴え(以下「前件訴訟」といふ)を提起した。

前件訴訟は、16年3月4日の和解期日において、訴えが取り下げられたことにより終了した。

(7) 石井国交相は、本件埋立承認取り消しが違法であるとして、16年3月16日、地方自治法245条の7第1項に基づき、沖縄県に対し、本件埋立承認取り消しの取り消しを求める本件指示をした。本件指示に係る書面には、同書面に到達した日の翌日から起算して1週間以内に本件埋立承認取り消しを取り消すべき旨の記載がされていた。

(8) 翁長知事は、本件指示に不服があるとして、16年3月23日、地方自治法250条の13第1項に基づき、国地方係争処理委員会に対し、審査の申し出をした。

(9) 国地方係争処理委員会は、16年6月21日、翁長知事および石井国交相に対し、国と沖縄県が普天間飛行場の返還という共通の目標の實現に向けて真剣に協議し、双方がそれぞれ納得できる結果を導き出す努力をすることが、問題の解決に向けての最善の道であるとの見解をもって審査の結論とする旨の決定(以下「本件委員会決定」といふ)を通知した。

(10)

翁長知事は、本件委員会決定の通知があつた日から30日以内に本件指示の取り消しを求める地方自治法251条の5所定の訴えを提起せず、かつ、本件埋立承認取り消しを取り消さなかつた。そこで、石井国交相は、16年7月22日、同法251条の7第1項に基づき、本件訴えを提起し、

第2 上告受理申し立て理由第3の1、第6及び第7について
1 本件においては、翁長知事が本件指示に係る措置として、本件埋立承認取り消しを取り消さないことが違法であることの確信が求められている。本件埋立承認取り消しは、前知事がした本件埋立承認に瑕疵があるとして翁長知事が職権でこれを取り消したというものである。

一般に、その取消しにより名宛人の権利、または法律上の利益が害される行政庁の処分につき当該処分がされた時点で、瑕疵があることを理由に当該行政庁が職権でこれを取り消した場合には、当該処分を職権で取り消すに足りる瑕疵があるか否かが争われたときは、この点に関する裁判所の審理判断は、当該処分

がされた時点における事情に照らし、当該処分が違法または不当(以下「違法等」といふ)があることを認められるか否かとの観点から行われるべきだ。

そのような違法等があることを認められない場合には、行政庁が当該処分が違法等であることを理由として、これを職権により取り消すことは許されず、その取り消しは違法となる。

したがって、本件埋立承認取り消しの適否を判断するに当たっては、本件埋立承認取り消しに係る翁長知事の判断に裁量権の範囲の逸脱またはその乱用が認められるか否かではなく、本件埋立承認がされた時点における事情に照らし、前知事がした本件埋立承認に違法法等が認められるか否かを審理判断すべきだ。本件埋立承認に違法法等が認められない場合には、翁長知事による本件埋立承認取り消しは違法となる。

2 (1) 公有水面埋立法は、42条1項において、国が行う埋め立てにつき、当該事業を施行する官庁が都道府県知事から承認を受けるべきことを定め、その承認の要件が同条3項において準用する同法4条1項により定められている。

同項が、同項各号の要件に適合すると認められる場合を除いては埋め立ての承認または免許(以下「承認等」といふ)をすることができない旨を定めていることなどに照らすと、同項各号は、上記承認等が都道府県知事の裁量的な判断であることを前提に、上記承認等を発する際の最小限の要件を定めたものと解される。同項各号の規定はこのことを踏まえて解釈されるべきである。

(2) 公有水面埋立法4条1項1号の「国土利用上適正合理的ナルコト」という要件(第1号要件)は、承認等の対象とされた公有水面の埋め立ても埋め立ての用途が国土利用上の観点から適正かつ合理的なものであることを承認等の要件とするものと解される。

その審査に当たっては、埋め立ての目的および埋め立ての用途に係る必要性、および公共性の有無や程度に加え、埋め立てを実施することにより得られる国土利用上の効用、埋め立てを実施することにより失われる国土利用上の効用等の諸般の事情を総合的に考慮することが不可欠だ。

また、前記(1)で述べたところに照らせば、第1号要件においては当該埋め立てや埋め立ての用途が当該公有水面の利用方法として最も適正かつ合理的なものであることまでが求められるものではないと解される。

そうすると、上記のような総合的な考慮をした上で、判断が、事実の基礎を欠いたり社会適念に照らし明らかにかに妥当性を欠いたりするものではない限り、公有水面の埋め立てが第1号要件に適合するとの判断に瑕疵があるとはいえないといふべきである。

これを本件についてみてみる。本件埋立事業は普天間飛行場の代替施設(本件新施設等)を設置するため実施されるものだ。前知事は、同飛行場の使用状況や同飛行場の返還および代替施設の設定に関するわが国と米国の間の交渉経過等を踏まえた。

その上で、前記第1の2(4)イのとおり、騒音被害等により同飛行場の周辺住民の生活に深刻な影響が生じていることや、同飛行場の危険性の除去が喫緊の課題であることを前提に、本件新施設等の面積や埋め

(3) また、公有水面

埋立法4条1項2号の「埋立方環境保全及災害防止十分配慮セラレタルモノナルコト」という要件(第2号要件)は、公有水面の埋め立て自体により生じ得る環境保全および災害防止上の問題を的確に把握することにも、これに対する措置が適正に講じられていなくては承認等の要件とするものと解される。

その審査に当たっては、埋め立ての実施が環境に及ぼす影響について適切に情報収集され、これに基づいて適切な予測がされているか否かや、事業の実施により生じ得る環境への影響を回避または軽減するために採り得る措置の有無や内容が的確に検討され、かつ、そのような措置を講じた場合の効果も適切に評価されているか否か等について、専門技術的な知見に基づいて検討することが求められるといえる。

そうすると、裁判所が、公有水面の埋め立てが第2号要件に適合するとして都道府県知事の判断に違法等があるか否かを審査するに当たっては、専門技術的な知見に基づいてされた上記都道府県知事の判断に不合

理な点があるか否かという観点から行われるべきだと解される。

これを本件についてみる。前記第1の(2)(4)イのとおり、本件埋立事業が第2号要件に適合するか否かは沖縄県が定めた審査基準に基づいて検討されているところ、この審査基準に特段不合理な点はない。

また、前記第1の(2)(4)アおよびイのとおり、前知事は、関係市町村長および関係機関からの回答内容や沖縄防衛局からの回答内容を踏まえた上で、本件埋立事業が第2号要件に適合するか否かを専門技術的な知見に基づいて審査した。

①護岸その他の工作物の施工、②埋め立てに用いる上砂等の性質への対応、③埋立土砂等の採取、運搬および投入、④埋め立てによる水面の陸地化において、現段階で採り得ると考えられる工法、環境保全措置および対策が講じられており、更に災害防止にも十分配慮されているとして、第2号要件に適合すると判断している。

その判断過程および判断内容に特段不合理な点があることはつかげられない。

したがって、本件埋立事業が第2号要件に適合するとして前知事の判断に違法等があるとはいえない。

3 以上のとおり、本件埋立事業が第1号要件および第2号要件に適合するとして前知事の判断に違法等があるとはいえない。他に本件埋立承認につき違法等があることを争うことができない事情は見当たらない。

そうすると、本件埋立承認取り消しは、本件埋立承認に違法等がないにもかかわらず、これが違法であるとして取り消したものだ。公有水面埋立法42条1項および同条3項において準用する4条1項の適用を誤るもので、違法であるといわざるを得ない。これは地方自治法245条の7第1項にいう都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反している場合に当た

る。第3 上告受理申し立て理由第8について 1 地方自治法245条の7第1項は、各大臣(内閣府設置法4条3項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣または国家行政組織法5条1項に規定する各管大臣)は、所管する法律、またはこれに

基づく政令に係る都道府県の法定受託事務の処理が法令の規定に違反していることを認める場合に是正の指示をすることができると定め

ているので、石井国交相は沖縄県に対し、これを是正するために講ずべき措置に關し必要な指示をすることができ

したがって、本件指示は適法であり、翁長知事は本件指示に係る措置として本件埋立承認取り消しを取り消す義務を負う。

第4 上告受理申し立て理由第9について 1 地方自治法251条の7第1項は同項に定める違法の確認の対象となる不作為につき、是正の指示を受けた普通地方公共団体の行政庁が相当の期間内に是正の指示に係る措置を講じなければならぬにもかかわらず、これを講じないことをいふ旨を定めている。

そして、本件指示の対象となれた法定受託事務の処理は、翁長知事が本件埋立承認を職権で取り消したところである。また、本件指示に係る措置の内容は、本件埋立承認取り消しを取り消すことという翁長知事の意思表示を求めるものである。

これに加え、石井国交相が15年11月に提起した前件訴訟においても、本件埋立承認取り消しの適否が問題とされていたことなど本件の事実経過を勘案すると、

本件指示がされた日の1週間後である16年3月23日の経過により、同項にいう相当の期間が経過したものと認められる。

また、本件において、上記の期間が経過したにもかかわらず、翁長知事が本件指示に係る措置を講じないことが許される根拠は見いださず、翁長知事が本件埋め立て承認取り消しを取り消さないことは違法であるといわざるを得ない。

したがって、翁長知事が本件指示に係る措置として、本件埋立承認取り消しを取り消さないことは、地方自治法251条の7第1項にいう不作為の違法に当た

る。2 なお、所論は、翁長知事が本件委員会決定を受けて石井国交相に協議の申し入れをしたことなどを指摘して、翁長知事に地方自治法251条の7第1項にいう不作為の違法はない旨をいう。

しかしながら、翁長知事は本件指示に係る措置として本件埋立承認取り消しを取り消していないから、翁長知事に同項にいう不作為の違法があることは明らかだ。翁長知事が本件委員会決定を受けて石井国交相に協議の申し入れをしたこと

は、上記の結論を左右しない。所論は採用することができない。

第5 結論 以上によれば、翁長知事が本件指示に係る措置として本件埋立承認取り消しを取り消さないことは違法であるとして、石井国交相の請求を認容した原審の判断は、結論においては認容することができ、論旨は、いづれも採用することができない。よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷 裁判長裁判官 鬼丸おる 裁判官 小貫芳信 裁判官 山本庸幸 裁判官 菅野博之

当事者 上告人 沖縄県知事翁長雄志 被告入 国土交通大臣 石井啓一

しかしながら、翁長知事は本件指示に係る措置として本件埋立承認取り消しを取り消していないから、翁長知事に同項にいう不作為の違法があることは明らかだ。翁長知事が本件委員会決定を受けて石井国交相に協議の申し入れをしたこと

埋め立て承認取り消し以降の動き

2015年	▷ 翁長雄志知事が辺野古の埋め立て承認を取り消し。記者会見で「承認には瑕疵があり、取り消しが相当」と説明した
10月13日	▷ 沖縄防衛局が国交相に行政不服審査法に基づく審査請求と執行停止を申し立て
14日	▷ 石井啓一国交相が承認取り消しの「執行停止」を発表。「移設事業の継続が不可能となり、周辺住民が被る危険性が継続する」
27日	▷ 閣議で国が地方自治法に基づき沖縄県知事に代わって埋め立て承認取り消しを取り消す「代執行」手続き着手を決定
28日	▷ 執行停止を受けて沖縄防衛局が工事着手届を県に提出 ▷ 国交相が代執行手続きとして承認取り消し処分を取り消すよう是正勧告の文書を発送
29日	▷ 防衛局が辺野古での埋め立て工事に着手
11月2日	▷ 県が執行停止を不服として国地方係争処理委員会へ審査を申し出
4日	▷ キャンプ・シュワブのゲート前に警視庁機動隊を初導入
6日	▷ 県が国交相に対し、公開質問状と是正勧告を拒否する回答文書を発送
9日	▷ 国交相が県に是正指示の文書を発送
11日	▷ 翁長知事が会見で是正指示拒否を表明
17日	▷ 石井国交相は承認取り消しを違法として、知事を相手に代執行に向けた訴訟を福岡高裁那覇支部に起こした。知事は「違法と決めつけられるいわれはない」と争う姿勢
12月2日	▷ 翁長知事は代執行訴訟の意見陳述で、新基地建設を強行する政府を「米軍施政権下と変わらない」と批判
24日	▷ 国地方係争処理委が執行停止を不服とする翁長知事の審査申し出を却下
25日	▷ 翁長知事は国交相の執行停止を違法として、取り消しを求める訴訟を那覇地裁に提起
16年1月8日	▷ 代執行訴訟の第2回口頭弁論
19日	▷ 県の申し出を却下した係争委の決定を不服として、翁長知事は国の関与の取り消しを求める訴訟を提起すると発表
29日	▷ 代執行訴訟で、福岡高裁那覇支部の多見谷寿郎裁判長は国と県に和解を勧告
2月15日	▷ 翁長知事は代執行訴訟の本人尋問で「埋め立て承認は法的瑕疵がある」と主張。県側は和解に前向き姿勢を伝える
29日	▷ 稲嶺進名護市長が代執行訴訟の証人尋問で「地方自治の原理に反する」と国を批判
3月4日	▷ 国と県が和解。国は埋め立て工事を中止し、代執行訴訟を取り下げ。県も抗告訴訟を取り下げ、双方が「協議を進める」ことで合意
7日	▷ 国は翁長知事の埋め立て承認取り消しを違法として、処分を取り消すよう是正指示
14日	▷ 県は国の是正指示に理由が記載されていないとして、係争委に審査を申し出
16日	▷ 国は是正指示を再提出
23日	▷ 和解後初の政府・沖縄県協議会 ▷ 県は是正指示を違法として、係争委に審査を申し出
4月14日	▷ 政府と県の初めての作業部会。辺野古沿岸のフロート撤去などを協議
22日	▷ 翁長知事は係争委で意見陳述。「戦後70年以上、重い基地負担を負わされ続けた沖縄に新たな基地を造る必要があるのか」
6月17日	▷ 係争委は是正指示が適法か、違法かを判断せず、議論を終結。「国と地方のあるべき立場から乖離している」と指摘
24日	▷ 翁長知事は安倍晋三首相に文書で協議を求める
7月12日	▷ 翁長知事は石井国交相に法廷闘争ではなく、協議を求める文書を発送
21日	▷ 翁長知事就任後初めての普天間飛行場負担軽減推進協議会。佐喜真淳宜野湾市長は夜間の騒音対策の取り組みを求める ▷ 和解後2度目の政府・沖縄県協議会。菅義偉官房長官は翁長知事に提訴の方針を伝える
22日	▷ 石井国交相は是正指示に従わないのは違法として、知事を相手に不作為の違法確認訴訟を福岡高裁那覇支部に提起
8月5日	▷ 翁長知事は違法確認訴訟で「国は地方自治を軽視している」と意見陳述
19日	▷ 違法確認訴訟は第2回口頭弁論で結審。翁長知事は本人尋問で「辺野古問題は協議で解決するべきだ」と訴えた
9月16日	▷ 違法確認訴訟で福岡高裁那覇支部は知事の承認取り消しは違法と判断。国の主張を全面的に認め県が敗訴
23日	▷ 県が高裁判決を不服として最高裁へ上告
10月3日	▷ 県が上告理由書と上告受理申し立て理由書を提出
12月20日	▷ 最高裁で県敗訴確定

沖縄タイムス 朝・夕

平成28年12月21日(水) 13面掲載

話 題

オスプレイ墜落60人抗議

嘉手納第1ゲート前

米軍普天間飛行場所属のMV22オスプレイが名護市安部の海岸に墜落した事故に対する抗議集会が16日、嘉手納基地第1ゲート前（北谷町）であった。集まった約60人が「オスプレイを撤去せよ」「軍事基地撤去」とシュプレヒコールを上げた。第3次嘉手納爆音訴訟原告団、沖縄平和運動センター、中部地区労の共催。

原告団の新川秀清団長は「これが『不時着』ならば、不時着するだけでバラバラになるような機体で上空を飛んでいるのか」と、墜落を認めない米軍や



墜落事故に抗議し「オスプレイ撤去」のシュプレヒコールをする人々＝16日、北谷町砂辺の嘉手納基地第1ゲート前

政府の姿勢を皮肉った。「オスプレイだけでなくすべての基地をなくすしかない」と断言すると、参加者から拍手が沸いた。

自治労県本部の砂川真二調査部長は四軍調整官の「感謝」発言について「県民のことをまったく考えていない」と批判。沖縄教組中頭支部の根間秀雄書記長は「抗議を無視して米軍はつり下げ訓練し、その直後に墜落した。オスプレイ撤去を強く求める」とした。

沖縄タイムス 朝夕

平成28年2月21日(水) 26面掲載

ことし県内にぎわせた言葉は

沖縄版・流行語大賞2016

タイムスHPで投票受け付け

沖縄タイムスは20日まで、ことし1年を象徴する言葉19語を「沖縄版・流行語大賞2016」にノミネートした。19語の候補の中から、特に印象に残った言葉を多くの県民や読者に投票してもらい、大賞を決定する。結果は後日、紙面やホームページ（HP）で紹介する。投票の締め切りは25日午後6時。

現在、タイムスのHPに「沖縄版・流行語大賞2016」の項目を設け、広く一般の投票と理由などの記入を呼び掛けている。複数投票もできる。併せてFacebookでも投票を受け付ける。選んだ言葉（複数可）と理由、性別・年代を明記し、編集局社会部宛てFacebook 098（860）34883まで。

沖縄版・流行語大賞候補	「土人」「シナ人」発言
	クラウドファンディング
	ゆいレール昇降機
	子どもの貧困
	のあちゃん・ひまりちゃんを救え
	サメ出現
	熊本支援（がまだすばい）
	違法確認訴訟
	雪観測
	ブラック労働
	LGBT
	不当弾圧
	世界のウチナーンチュ
	苦渋の選択
	Bリーグ開幕（GO!GO! キングス）
	ウィルチェアー（車いす）ラグビー
	空手五輪種目
	オスプレイ墜落？不時着？
	感謝されるべきだ

（沖縄タイムス選定）

沖縄タイムス 朝・夕

平成28年12月21日（水）27面掲載

「生存権否定する判決」

オール沖縄会議 東京で緊急集会

【東京】辺野古新基地を造らせないオール沖縄会議主催の「辺野古最高裁判決緊急報告集会」が20日夕、衆院第1議員会館であった。市民ら約300人が詰め掛け、県側代理人の竹下勇夫弁護士の解説に耳を傾けた。

(一面参照)

竹下弁護士は冒頭、「こんなに多く集まっていたのに、残念な結果しか報告できなくて大変申し訳ない」と悔しさをにじませた。

最高裁の判断は「地方自治法の趣旨に全く無理解で、極めて残念な判決」と指摘。地方自治法に規定された国地方係争処理委員会への審査申し出さえも否定する内容に「全く納得できない」と批判した。

「オール沖縄会議」の高

「オール沖縄会議」主催の集会で県側弁護士の解説に聞き入る参加者ら。20日、東京・衆院第1議員会館



里鈴代共同代表は「沖縄の生存権を否定する判決だ」と声を震わせた。判決は「辺

野古新基地建設による基地の巨大化・近代化とオスプレイ配備にお墨付きを与えるものだ」と痛烈に非難。「あらためて基地をなくしていく歩みを始める決意をしよう」と呼び掛けた。赤嶺政賢衆院議員と伊波洋一参院議員もあいさつした。

月の「スピード判決」に、「きちんと審理せず、(早く工事を再開させたい)国の意向が反映されている」と批判した。

学者も最高裁批判

東京「行政法に無知」

県側敗訴を言い渡した「辺野古違法確認訴訟」の最高裁判決を受け、行政法学者でつくる辺野古支援研究会（代表・紙野健二名古屋大教授）が20日、東京・霞が関の司法記者クラブで会見した。学者らは「最高裁は行政法に無知」「審理を尽くしていない」と判決を批判した。

岡田正則早稲田大教授は「最高裁は仲井真弘多前知事の承認処分だけに注目し、地方自治に基づく翁長雄志知事の判断を理解しなかった」と指摘する。今後の地方行政に大きな混乱をもたらすとし、「行政法に無知な判決だ。こんな司法しか日本は持てないのか」と嘆いた。

紙野教授は「高裁判決を維持する内容で、的確な判断をしていない」と不満げ。9月の高裁判決から約3カ

月の「スピード判決」に、「きちんと審理せず、（早く工事を再開させたい）国の意向が反映されている」と批判した。

「高江音楽祭」 きょう県庁前

建設問題へ関心喚起

東村高江周辺のヘリパッド建設問題に関心を持ってもらおうと、「高江音楽祭 @県庁前広場」が21日正午から午後9時ごろまで、県庁前県民広場で開かれる。七尾旅人さん、青葉市子さん、マルチーヌロックらが出演する。入場無料。

主催者で高江に住むミュージシャンの石原岳さんは「運動のスタイルになじみがない人とも、音楽を楽しむ場を共有したい。声を上げたり行動を起こしたりするきっかけがつかれば」と話した。

◆自衛隊配備計画中止の請願を継続審議 【石垣】石垣島への陸上自衛隊配備計画を巡り、石垣市議会総務財政委員会（平良秀之委員長）は16日、計画中止を求めて、配備予定地に近い開南公民館（砂川英秀館長）と川原地区有志の会（入口淳一代表）が提出した請願を継続審議とした。中山義隆市長が、予定地近隣4地区から意見聴取した上で判断するとの意向を示していることから、推移を見守ることで一致した。

◆首里で不発弾処理 マンション新築工事現場内で発見された米国製50ポンド爆弾1発の不発弾処理作業が20日、那覇市首里築川町であった。午前9時50分から、処理現場から半径166メートルが通行止めとなり、同11時57分に避難と交通規制が解除された。陸上自衛隊によると、不発弾は長さ約75センチ、直径約20センチ、約269世帯の約673人、13事業所が避難対象となった。

高江区防衛局に抗議

オスプレイ配備撤回要求



オスプレイの墜落事故を受け、東村高江区（仲嶺久美子区長）の住民7人が20

日、沖縄防衛局を訪れ、中嶋浩一郎局長に同機の県内配備の撤回を求めた。仲嶺区長は「北部訓練場近くに住民は大きな衝撃を受けた。一層、騒音と墜落の不安を抱えての生活になる」「区民の不安解消と基地負担軽減のためには、オスプレイの配備撤回しかない」と訴え、要請文を中嶋局長に手渡した。

（一面参照）

面談は冒頭のみ公開。仲嶺区長は防衛局のこれまで中嶋浩一郎局長（左）にオスプレイ配備撤回などを盛り込んだ要請文を手渡す仲嶺久美子区長
20日、沖縄防衛局

の対応が「米軍に申し伝えませぬ」という回答しか返ってこない」と批判。在沖米軍トップのニコルソン四軍調整官の発言も問題視し、「区民を無視した訓練が行われることは明らか」と抗議した。

中嶋局長は「不安を与えていることは重々承知している。米軍には住民への影響を極小化するように求めたい」と述べた。オスプレイ配備撤回には言及がなかったという。面談後、仲嶺区長は「米軍に防衛局がしっかりと申し入れて現状を変えてくれることを願うしかない」と話した。

ヘリパッド撤去 城原区長ら要求

防衛局へ「あれは墜落」

【嘉手納】オスプレイの墜落事故を受け、宜野座村城原区の崎濱秀正区長ら区民7人が20日、沖縄防衛局を訪れ、オスプレイの即時飛行中止と住宅地に近いヘリパッド（ファルコン）の即時撤去を求めた。

崎濱区長らは「米軍は不時着と言っているが、あれは墜落だ。懸念していたこ

とが起き、住民はおびえている。ファルコンをぜひ撤去してほしい」と訴えた。また、墜落6日後に飛行再開されたことに対して

「米軍の言いなりだ。日本政府はもっと強く米軍に住民の思いを投げ、安全を守るべきだ」と批判した。

オイルアエンス 米軍が一時外す

【名護】オプス1号が墜

落した名護市安部の海岸では20日、米軍関係者が海中に残された部品回収を続けた。海中から引き上げたアンカーなどの部品が砂浜に運び込まれた。

墜落後、遺棄に残っていたローター部分が午前11時までに回収。その際、機体を囲んでいたオイルアエンスの一部が取り外され、午後3時ごろに正通りにするまで開いた状態が続いた。

午前8時すぎには派遣隊本部の沖縄研究会7人が墜落現場を視察。副会長の藤田幸久参院議員は「事故後の規制線設定の経緯に疑問が残る。政府がきちんと対応したのか、検証しないといけない」と述べた。



回収したオプス1号の部品を砂浜に並べる米兵。20日午後3時すぎ、名護市安部

20日ドキュメント

7時55分 民進党本部沖縄研究会の7人が、オスプレイが墜落した名護市安部の海岸を訪れ、機体の残骸などを視察

10時半 北部訓練場N1ゲート付近で、ヘリパッド建設に反対する市民約40人が集会で抗議の声を上げる

11時50分 北部訓練場N1ゲートで、マイクを持った女性たちが「安里屋ユンタ」の替え歌で、「基地は要らない命を守れ」「自然豊かな高江を守ろうよ」

13時40分 最高裁判決を前に、傍聴整理券の配布が始まり、約60人が列をつくる

14時42分 オスプレイ2機が安部の海上を北上

14時45分 安慶田光男副知事が、県庁に川田司沖縄担当大使、中嶋防衛局長を呼び、オスプレイ飛行再開に抗議

15時 最高裁第2小法廷が翁長雄志知事の上告を棄却。県側敗訴の福岡高裁那覇支部判決が確定

15時10分 法廷から出てきた男性が集会参加者に判決を報告。「本件上告を棄却する。以上です」

16時25分 菅義偉官房長官が定例会見。「国の主張が最高裁で全面的に受け入れられたと考えている」

16時50分ごろ 東村高江のヘリパッドN4地区周辺でオスプレイが離着陸と旋回を繰り返す。約20分間、2機がそれぞれ5回ほど

18時16分 普天間飛行場で、オスプレイ2機が離陸、うち1機だけ戻ってきてまたすぐに飛び立つ

19時 翁長知事が県庁内で記者会見。「深く失望し、憂慮する」と司法の判断を批判

沖縄タイムス (朝)・夕

平成28年2月21日(水)28面掲載

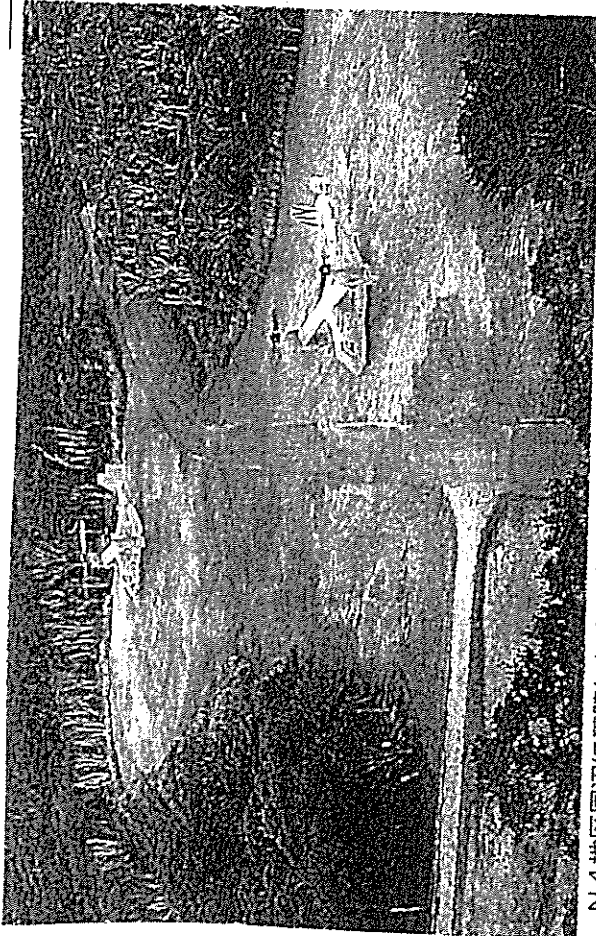
オスプレイ 高江で訓練

市民確認 2機離着陸繰り返し返す

【表】飛行再開したオスプレイが20日、2015年に完成した東村高江のぐりパッドN4地区周辺で離着

陸を繰り返すのが確認された。市民によると午後4時50分ごろから約20分間、2

機がそれぞれ5回ほど離着陸と旋回を繰り返したとい



N4地区周辺に着陸したオスプレイ＝20日午後5時すぎ、東村高江（桐島勝さん提供）

判決17秒 響く怒号

市民「良心ないのか」

【東京】「本件上告を棄却する」。厳肅な空気が張り詰めた最高裁第2小法廷。傍聴人が見守る中、鬼丸かおる裁判長の判決言い渡しは、上告棄却と「上告費用は上告人の負担とする」の二言を言った。けの、わずか17秒で終わった。傍聴席からは「認められない」「最低裁だ」などと怒号が飛び、退廷する4人の裁判官にも「良心はないのか」と怒りが向けられた。

「最低裁」の声も

20年前の代理署名訴訟の最高裁判決の時と同じく、開廷時間はわずか数分。当時は棄却理由の説明を求める傍聴人が退廷を拒否し、約1時間半も最高裁側ともめる一幕もあった。今回、傍聴人は職員に促されて退出し混乱はなかったが、傍聴席には20年前と同様、司法への不信感、三権分立への疑念が渦巻いた。

「良心のかしゃくはないのか」と、裁判官に叫んだ北中城出身の外間勉さん(70)は、東都は、20年前も我慢ならずに大法廷に残って抗議した一人。「沖繩はこれまで散々な目に遭わされてきた上に、最高裁もこのひどい仕打ち。20年前に輪を掛けてひどい状況になっている」と怒った。

この日、46席の一般傍聴席を求めて60人以上が最高裁前に並んだが、700人以上が集まった前回に比べて少なかった。外間さんは「県外の人にとつて、沖繩はどんどん人ごとになって、だから政府も沖繩への強権を強める。時代の流れだろうが、ひどい時代になつていく」と悔しさをにじませた。



政府追認 司法を批判

反戦地主の島袋善祐さん(80)は20年前、県の訴えが退けられた代理署名訴訟の最高裁大法廷内で「人の痛みを知る判決を」と書いたスケッチブックを掲げた。20日の違法確認訴訟判決も県側の上告棄却。判決を沖縄市の自宅で聞いた島袋さんは「20年前と同じ、県民のことを考えていない判断だ」と司法を批判した。

島袋さんは代理署名訴訟で、県側が証人として採用された。20年前の最高裁大法廷で掲げたメッセージ「人の痛みを知る判決を」を持ち、「当時より状況は悪くなっている」と語る島袋善祐さん(80)は20日、沖縄市知花

代理署名訴訟の最高裁傍聴

島袋善祐さん(80)

求めたが認められなかった1人だ。20年前の最高裁では705人が傍聴券を求めた。島袋さんは抽選から漏れたが、面識のない女性から傍聴券を譲られ、沖縄から持参したスケッチブックを手に傍聴席に座った。

開廷前の報道陣による代表撮影の時、退場させられないように無言でスケッチブックを掲げ、裁判長に最後の訴え。走ってきた裁判所職員にすぐに没収され、判決はわずか15秒。思いは届くことなく、あ

つげなく終わった。

今、「状況は20年前よりも悪くなっている」と指摘する。違法確認訴訟では、代理署名訴訟では認められた知事の意見陳述もなく、司法は政府の主張を全面的に追認した。「復帰しても、教科書で学んだ三権分立も人権もなかった。今回の最高裁にはそもそも期待していなかった」と語る。

違法確認訴訟は終わったが、辺野古新基地の阻止に向けた闘いは続く。「今諦めれば、子どもたちの未来のためにならない。悪いのは悪いと、これからも声を上げ続ける」と力を込めた。

(社会部・浦崎直己)

「状況20年前より悪い」

意決う闘慮憂る募

知事、対決姿勢鮮明に

「こういう形で年末を迎えるのは残念だ。最高裁判決を受けた20日の記者会見。翁長雄志知事は判決に加え、1週間前に相次いで起きたオスプレイ墜落や胴体着陸事故、2日後に迫った米軍北部訓練場一部返還式典など、難題が重なる年の瀬を嘆いた。3年前、辺野古埋め立て承認を前に「いい正月になる」と笑った仲井真弘多前知事とは対照的な師走の会見となった。

辺野古訴訟で最高裁判決



「法の番人として充実した審理を経た上の判断を期待したが、あたかも前知事の埋め立て承認が全てであるかのような判断を示し、問題点の多い高裁判決を容認した。深く失望し、蓋慮している」と批判。県民に對する差別や民意を無視する政府を追認した最高裁に對し、「民主主義の問題として橋根を壊す」。わずか下唇をかみ、悔しさをにじませた。

22日のオスプレイ墜落に抗議する名護市での県民集会への対応を問われると、「一つの区切りがついた」と顔を上げた。「私も出席して県民の心が大きく一つになれるよう、賛同することを考えている」。吹っ切れたような表情で初めて参加

を表明した。北部訓練場の返還式典に對しては「いかにいびつな形で返されるかを米國、日

(1面参照)

本國民に見てもらいたい」と、県庁職員欠席を明言。

質問がオスプレイの飛行再開に及ぶと、やや早口になり「辺野古に新基地は造りせない。オスプレイ配備撤回をしっかりとやる。あつちの手法を戻さす」と、國との対決姿勢を改めて鮮明にした。

県側代理人の松永和宏弁護士が「判決は、都道府県知事の権限を非常に広く認めた。今後、知事が権限を行使した場合、國はその判断を尊重しなければならぬ」と説明すると、知事は口を横で真一文字に結び、正面を見つめたまま何度もうなずいた。

沖縄とともにもに闘う

最高裁前150人が抗議の拳



最高裁前で、「不当判決」と怒りの拳を突き上げる人たち(12月20日午後2時0分)

「口頭弁論なしの判決の言い渡しを許さない」「沖縄県民とともに最後まで闘う」。気温13度の寒空の下、最高裁前には150人(主催者発表)が集まり、怒りの拳を突き上げた。

午後2時57分、1996年の代理署名訴訟の際に、最高裁前の集会に参加したという吉田正司さん(72)が「最高裁はまともな審議を行つべきだ」と確認し「よ」と参加者と呼び掛け、集会がスタート。20年前の判決も主文読み上げで終わり、怒った傍聴人が席を立たずに混乱したことを説明し、「おそらく今回は判決を全文読み上げるだろう。30分以上かかるのでは」と期待を寄せた。

そう話していたさなか、最高裁から果敢とした表情で出てきた男性がマイクを握った。「本件上告を棄却する。以上です」。集会開始からわずか13分後。「裁

判官は何も言いませんでした」と報告すると、参加者には「えー」「何でー」などの声があがった。

平和フォーラム代表の藤本泰成さん(61)は「神奈川県自治について裁判官が何か言うと思つていたが」と落胆の表情。「国でいろいろ決めている人たちは、オスプレイが飛ぶ下で生活してほしい。何も知らない人たちが物事を決めてるのはおかしい」と批判した。

本部町出身の青木初子さん(69)は「東京都も」も「ぶざけていける」と憤りが収まらない様子。今後について「しんどい闘いになると思うが、負けちゃいけない。団結して頑張らない」と、翁長

雄志知事や稲嶺進名護市長を支える考えを示した。

千葉県から駆け付けた増田博光さん(72)も「結果は見えたが、裁判所も政府と一体になって沖縄を追い込んでいくことが明らかになった。沖縄のことは沖縄が決めるように、微力でも協力を続けたい」と粘り強い支援を誓った。

大阪でも集会

「認められない」

【大阪】沖繩の基地問題に取り組む関西の18団体で

組織する「Stop! 辺野古新基地建設! 大阪アクション」(西浜倫和共同代表ら)は20日、JR大阪駅前で違法確認訴訟の最高裁判決を弾劾する緊急抗議行動を展開した。約100人が参加。「最高裁は最低裁だ」「オスプレイは直ちに撤去

せよ」「安倍政権は沖繩差別をやめよ」などと声を上げた。

西浜共同代表は「高裁判決を追認した不当なものであり、認めることはできない。司法の独立は死んだと言っても過言ではない」などと指摘。「判決は、沖繩は今後も本土の捨て石としてあり続けよと宣言するものだ」と批判した。

米国のいいなり ■ここは日本か

抗議の現場 司法批判

違法確認訴訟の最高裁判決で県側敗訴が確定した20日、名護市辺野古や東村高江で抗議の声を上げる市民、普天間飛行場を抱える宜野湾市民は、民

意に向き合おうとしない司法の姿勢を一斉に批判した。

■辺野古

護市の辺野古漁港近くの「浜のテント」ではいつもと変わらない穏やかな空気が流れていた。判決をネットニュースで知ったヘリ基地反対協の安次富浩共同代

表(70)は「予想通りのこと」と受け止め、最高裁に対し「米国の番犬だ。情けない」と語った。
2004年からテントに通り続ける山口洋子さん(76)は「司法が権力の暴走を止めるどころか加担している。裁判官は判決の重責を一生背負い続ける。後悔することになる」と話した。

■高江

「運動が後進することはない」。東村高江周辺のヘリパッド建設に反対する市長らはN1ゲート前での午後の集會中、県側敗訴を知った。那覇市の与儀善一郎さん(71)は、高江に通い続けるの年目。「結果は寂しいが、このままでは運動は続く。闘いはこれから」と力を込めた。

反対の姿勢を強く貫いてと望んだ。うるま市の上地信乃さん(43)は「裁判所は法の番人のはずなのに」と落胆した様子。「本当にここは日本なのかと錯覚する。友人にも関心を持ってもらえよう、現場のことを伝え続けたい」と語った。

■宜野湾

前日、オスプレイの飛行が再開されたばかりの普天間飛行場。20日は4機の離陸が確認された。飛行場近くに住む宮平享祐さん(80)

「もういっしょに植民地なんですか」と話した名護市の間瀬孝彦さん(63)は「失望感はあるが、県は新基地

は「予想通り」とはいえ、判決は『法治国家』が名ばかりだと目ろ示したようなものだ」と憤った。
「建白書や裁判など平和的に訴えてもだめなら、どうすれば沖縄の訴えは通じるのか。今後は手段を選んでいられないのだから」と握りしげに語った。

国の欺瞞徹底追及を

新崎盛暉さん

沖縄大学名誉教授



て承認を「適正かつ合理的」とする論拠の一つに挙げています。こうした主張の欺瞞を徹底的に暴露しなければならぬ。

「こじではつきりさせておくべきは、面積の縮小が即

「負担軽減」ではない、といふことである。これはSACO合意以来、私が繰り返し主張してきた。

最高裁判決も、普天間飛行場が4・8平方キロメートルであるのに対し辺野古新基地は2平方キロメートルで、埋め立て面積は約1・6平方キロメートルであることから前知事の埋め立

新基地には、普天間にはない弾薬搭載場や強襲揚陸艦の接岸岸壁などが造られ、軍事的機能は強化し、危険性は増大する。北部訓練場の過半の返還についても同様だ。東村高江集落を取り囲むヘリパッド、実はオスプレイパッド6カ所の新設や宇嘉川河口の土地の提供が返還の条件になっている。これが負担軽減でな

いことは、何よりも海兵隊の報告書が「51%の使用不可能な土地を返還し新たな訓練場の新設などで、最大限の活用が可能になる」と強調していることから明らかである。

法廷闘争は、現地闘争から行政手段を駆使した知事の行動までを含む民意貫徹の闘いのごく一部にすぎない。私たちは正確な事実認識を踏まえ、創意工夫を凝らした多様な闘いによって、内外の世論を喚起していく必要があるだろう。

(談)

山城議長ら2人起訴

辺野古 威力業務妨害罪で

1月、名護市辺野古の新
基地建設を阻止しようと、
米軍キャンプ・シユワブの
ゲート前にコンクリートブ
ロック1486個を積み上
げたなどとして、那覇地検
は20日、威力業務妨害の罪
で沖繩平和運動センターの
山城博治議長(64)ら2人を
起訴した。

地検は山城議長と同時に
逮捕された男性3人のう

ち、宜野座村の男性(66)を
同罪で起訴したが、残り2
人は起訴猶予とし同日、釈
放された。山城議長は先月、
東村高江でのヘリパッド建
設抗議行動中、公務執行妨
害と傷害、器物損壊の罪で
も起訴されている。

靴下の差し入れ実現

勾留中の山城議長へ県警認める

【名護】新基地建設の抗議行動に絡
んで起訴、勾留されている沖繩平和運
動センターの山城博治議長への靴下の
差し入れが20日、県警に認められた。

全国的には認められる中、県警はこれ
まで「自殺予防」を理由に認めておら
ず、改善を求める声が上がっていた。

東京の大木晴子さん(68)が、「靴下
を差し入れるため」に来県。名護署で
長いものから短いものまで3種類を示
して交渉し、短いものだけが認められ
た。「山城さんは大病を患ったばかり
で足元の冷えが心配だった。大きな勝
利だと思う」と喜んだ。

一方、政府は同日、全国の警察署の
留置場や拘置所で靴下の差し入れを拒
否した事例は名護署以外に「把握して
いない」との答弁書を閣議決定した。
衣類の差し入れに関する全国的な通達
はないという。照屋寛徳衆院議員(社
民)の質問主意書に答えた。